

大分県労働委員会会報

第66号

(令和2年版)

大分県労働委員会事務局

大分県労働委員会会報目次

第1章	労働委員会の概要と組織	1
第1節	概 要	1
1	労働委員会とは	1
2	労働委員会の機能	1
3	労働委員会の特色	1
第2節	大分県労働委員会	2
1	大分県労働委員会の組織	2
2	大分県労働委員会の業務	2
3	大分県労働委員会の会議	2
4	大分県労働委員会名簿（委員・事務局職員・あっせん員候補者）	3
第3節	総会等の開催状況	8
1	総 会	8
2	公益委員会議	9
3	調停委員会議	9
第2章	労働情勢の概要	10
第3章	令和2年における審査・調整の実施状況	11
1	不当労働行為事件	11
2	調整事件	11
第4章	審 査	12
第1節	不当労働行為事件	12
1	係属及び終結の状況	12
2	事件の概要	13
第2節	証人等出頭命令	16
第3節	再審査事件	16
第4節	行政訴訟事件	16
第5節	労働組合の資格審査	16
1	概 況	16
2	組合資格審査取扱一覧表	16
第5章	調 整	17
第1節	労働争議の調整	17
1	概 況	17
第2節	個別労働関係紛争のあっせん事件	20
1	概 況	20
2	事件の概要	24
第3節	争議行為予告及び労働争議実情調査	28
1	争議行為予告	28
2	労働争議実情調査	30
第6章	労働相談及び個別労働紛争処理制度の周知	32
第1節	労働相談の概況	32
1	労働相談の状況（令和2年1月～12月）	32
2	年別相談件数の推移	32
第2節	労働相談週間	33
1	実施期間	33
2	相談件数等	33
第3節	個別労働紛争処理制度周知月間	34
第7章	会議及び研修	35
1	全国会議	35
2	九州地区会議	37
3	研究・研修	40

【資料編目次】

1	不当労働行為審査事件の推移	43
2	労働組合の資格審査の推移	45
3	労働争議調整事件の推移	46
4	個別労働関係紛争あっせん事件の推移	50
5	年別相談件数の推移	51
6	労働組合数、組合員数、推定組織率の状況	51
7	労働争議の発生状況(大分県)	52
8	県内及び全国有効求人倍率・完全失業率の推移	53
9	委員	54
10	事務局組織・職員数	55
11	大分県労働委員会規則	56

第1章 労働委員会の概要と組織

第1節 概 要

1 労働委員会とは

- (1) 労働委員会とは、労働者の団結権の擁護及び労働関係の公正な調整を図るため、労働組合法19条の12第1項、地方自治法第180条の5第2項に基づき都道府県に設置された独立行政委員会である。
- (2) 労働委員会は、公益を代表する「公益委員」、労働者を代表する「労働者委員」及び使用者を代表する「使用者委員」の三者から構成される行政機関である。
また、委員会には事務局が置かれ、委員会の業務を補佐し、委員会の事務上の窓口となり、当事者と委員との連絡調整を担っている。

(労働委員会の構成)

任 期	2年	
人 数	公益委員	弁護士、大学教授等 5～13名
	労働者委員	労働組合の役員等 5～13名
	使用者委員	経営者、会社役員等 5～13名
身 分	非常勤の地方公務員	
任命権者	都道府県知事	
任命手続	公益委員	労使委員の同意を得て任命
	労働者委員	労働組合の推薦に基づき任命
	使用者委員	使用者団体の推薦に基づき任命

2 労働委員会の機能

労働委員会は、憲法で保障された労働基本権の保護と労使関係の安定を目的とし、迅速、的確に不当労働行為の審査を行うとともに、労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう合理的、弾力的な方法で労働紛争の調整に当たっており、機能は次のように大別される。

- (1) 主として不当労働行為の審査や労働組合の資格審査を行う。(判定機能)
- (2) 労使の間に入ってあつせん、調停、仲裁等により争議・紛争を解決に導く。(調整機能)

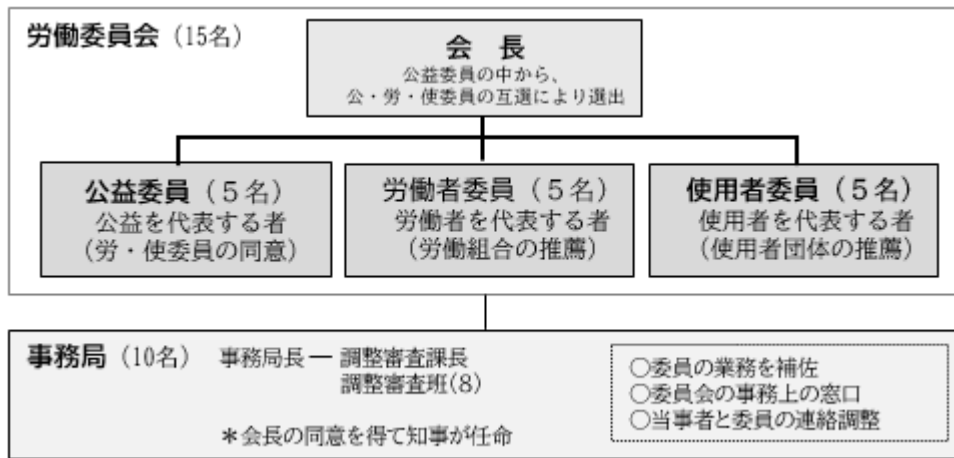
3 労働委員会の特色

労使間の諸問題は、労使双方が誠意をもって話し合い、自主的に解決することが最も望ましい姿であるが、話し合いがまとまらず、当事者間で解決することが困難な場合、公平な第三者として労働委員会が労使の仲立ちをし、よりよい労使関係形成の手助けを行っている。

労働委員会の審査、あつせんは、原則として公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で担当し、労働者委員、使用者委員がそれぞれの当事者の主張を十分聴いた上で、相手の立場に立って解決のための合意形成を図り、実質的な効果を伴った解決を目指すのが最大の特色であり、裁判と異なって簡易、迅速、かつ手数料等も不要となっている。

第2節 大分県労働委員会

1 大分県労働委員会の組織



2 大分県労働委員会の業務

主な業務は、以下の4つである。

その他、労働組合の資格審査、争議行為の予告通知と発生通知の受理及び労働争議の実情調査、地方公営企業における使用者の利益代表の範囲の認定・告示等の事務を担っている。

なお、(2)の労働争議や(3)個別労働関係紛争における「あっせん」は、労働委員会が直接行う調整手続ではなく、労働委員会の会長によって指名されたあっせん員が行うものであり、あっせん員候補者も総会の決議によりあらかじめ定められている。

- (1) 労働組合法及び労働関係調整法に基づく集团的労使関係に関わる不当労働行為事件の審査、判定業務
- (2) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁業務
- (3) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき知事から事務委任された個別労働関係紛争のあっせん（平成14年4月から実施）
- (4) 審査やあっせんに繋ぐために独自に実施する労働相談

3 大分県労働委員会の会議

労働委員会は合議制の行政機関であり、また、労使間の諸問題についての準司法的機能を有する行政機関であることから、事案に応じて適宜各種会議を開催し、事務の処理に当たっている。主な会議については、以下のとおりである。（開催状況については8～9頁に掲載。）

- (1) 総会（労組法21条、労委規3条1項1号）
公労使の委員全員で行う会議。原則として毎月第2及び第4火曜日に定例総会を開催しており、そのほか必要に応じ臨時総会を開催することとなっている。
- (2) 公益委員会議（労組法24条1項、地公労法16条の2、労委規3条1項2号）
公益委員のみの権限とされている事項を審議するために開催するもの。
- (3) 調停委員会の会議（労調法19条、労委規3条2項）

4 大分県労働委員会名簿

(1) 第45期委員 任期:平成30年2月7日～令和2年2月11日 (◎会長 ○会長代理)

区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎ 須賀 陽 二	弁護士	第41期 ～
	○ 鈴木 芳 明	大分大学名誉教授	第42期 ～
	関 惠 子	元大分県大阪事務所長	第44期 ～
	三 浦 恭 子	一級建築士	第43期 ～
	深 田 茂 人	弁護士	第44期 ～
労働者委員	幹事委員 佐藤 寛 人	連合大分会長	第44期 ～
	松 尾 竜 二	日本製鉄大分労働組合組合長	第43期 ～
	志 賀 慎 二	日本郵政グループ労働組合大分連絡協議会議長	第43期 ～
	藤 本 雅 史	情報産業労働組合連合会大分県協議会議長	第44期 ～
	太 田 美 乃 里	UAゼンセン大分県支部男女共同参画推進委員長	第44期 ～
使用者委員	幹事委員 大塚 伸 宏	大分県経営者協会参与	第41期 ～
	赤 松 健 一 郎	三和酒類株式会社相談役	第40期 ～
	田 北 裕 之	大分製紙株式会社代表取締役社長	第40期 ～
	白 川 憲 一	大分交通株式会社常務取締役	第45期 ～
	大 山 直 美	Team & AMA RE代表	第45期 ～

第45期委員（在任期間：平成30年2月7日～令和2年2月11日）

公益委員



須賀 陽二
会長



鈴木 芳明
会長代理



関 恵子
委員



三浦 恭子
委員



深田 茂人
委員

労働者委員



佐藤 寛人
幹事委員



松尾 竜二
委員



志賀 慎二
委員



藤本 雅史
委員



太田美乃里
委員

使用者委員



大塚 伸宏
幹事委員



赤松健一郎
委員



田北 裕之
委員



白川 憲一
委員



大山 直美
委員

(2) 第46期委員 任期:令和2年2月12日～令和4年2月11日 (◎会長 ○会長代理)

区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎ 深田 茂人	弁護士	第44期～
	○ 鈴木 芳明	大分大学名誉教授	第42期～
	柴田 尚子	元大分県生活環境部長	第46期～
	清水 立茂	弁護士	第46期～
	三浦 恭子	一級建築士	第43期～
労働者委員	幹事委員 佐藤 寛人	連合大分会長	第44期～
	松尾 竜二	日本製鉄大分労働組合組合長	第43期～
	藤本 雅史	情報産業労働組合連合会大分県協議会議長	第44期～
	新宮 高志	全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長	第46期～
	太田 美乃里	UAゼンセン大分県支部男女共同参画推進委員長	第44期～
使用者委員	幹事委員 藤野 久信	大分県経営者協会専務理事	第46期～
	兒玉 雅紀	株式会社大分カード代表取締役社長	第46期～
	白川 憲一	大分交通株式会社常務取締役	第45期～
	大山 直美	Team & AMA RE代表	第45期～
	熊埜御堂 康昭	三和酒類株式会社代表取締役常務	第46期～

(3) 事務局職員

職名	氏名	異動年月日	氏名	異動年月日
事務局長	森 優子	令2.4.1転入	後藤 素子	令2.3.31退職
調整審査課長	岡崎 浩之	令2.4.1転入	江藤 博邦	令2.3.31退職
課長補佐(総括)	大原 聖			
主幹	安藤 恵美			
副主幹			中尾 徳利	令2.3.31転出
専門員	岩田 章			
専門員	梅村 晋一	令2.4.1転入	滝田 敏裕	令2.3.31退職
専門員	中尾 徳利	令2.4.1転入		
主事	都甲 卓哉	令2.4.1転入	麻生 晃大	令2.3.31転出
非常勤職員	滝田 敏裕	令2.4.1採用	吉田 郁夫	令2.3.31退職
非常勤職員	足立 美奈利			

第46期委員 (任期:令和2年2月12日～令和4年2月11日)

公益委員



深田 茂人
会長



鈴木 芳明
会長代理



柴田 尚子
委員



清水 立茂
委員



三浦 恭子
委員

労働者委員



佐藤 寛人
幹事委員



松尾 竜二
委員



藤本 雅史
委員



新宮 高志
委員



太田美乃里
委員

使用者委員



藤野 久信
幹事委員



兒玉 雅紀
委員



白川 憲一
委員



大山 直美
委員



熊埜御堂康昭
委員

(4) あっせん員候補者（労働関係調整法第10条）

大分県労働委員及び事務局職員の異動に伴い、令和2年2月17日及び4月14日付けで委嘱及び解任を行った。

	あっせん員候補者氏名	委嘱期間
公益委員	深 田 茂 人	平28. 2. 9 ~
	鈴 木 芳 明	平25. 2.26 ~
	柴 田 尚 子	令2. 2.17 ~
	清 水 立 茂	令2. 2.17 ~
	三 浦 恭 子	平26. 2.12 ~
	須 賀 陽 二	平22. 2. 9 ~ 令2. 2.17
	関 恵 子	平28. 2. 9 ~ 令2. 2.17
労働者委員	佐 藤 寛 人	平28. 2. 9 ~
	松 尾 竜 二	平26. 9.24 ~
	藤 本 雅 史	平28. 2. 9 ~
	新 宮 高 志	令2. 2.17 ~
	太 田 美 乃 里	平28. 2. 9 ~
	志 賀 慎 二	平26. 2.12 ~ 令2. 2.17
使用者委員	藤 野 久 信	令2. 2.17 ~
	兒 玉 雅 紀	令2. 2.17 ~
	白 川 憲 一	平30. 2.13 ~
	大 山 直 美	平30. 2.13 ~
	熊埜御堂 康昭	令2. 2.17 ~
	大 塚 伸 宏	平22. 2. 9 ~ 令2. 2.17
	赤 松 健 一 郎	平20. 2.12 ~ 令2. 2.17
	田 北 裕 之	平20. 2.12 ~ 令2. 2.17
事務局職員	森 優 子	令2. 4.14 ~
	岡 崎 浩 之	令2. 4.14 ~
	後 藤 素 子	令元. 5.14 ~ 令2. 4.14
	江 藤 博 邦	平30. 4.10 ~ 令2. 4.14

第3節 総会等の開催状況

1 総 会

令和2年は、委員改選に伴い、2月12日に臨時総会（第1667回）を開催した。総会の開催状況は次のとおりである。

総会開催状況一覧表

通算回数	開催期日	主 な 内 容
1666	R2 1.28	1 (不)事件(平成31年1号)について 2 (不)事件(令和元年2号)について 3 (個)紛争(令和元年2号)終結について(打切り) 4 令和元年(平成31年)における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況の公表について
1667 (臨時)	2.12	1 会長及び会長代理の選挙 2 第46期労働委員会定例総会開催計画について 3 令和2年以降の大分県労働委員会主要会議等日程について
1668	2.17	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 (不)事件(平成31年1号)について 3 (不)事件(令和元年2号)について 4 「悩まず どんとこい労働相談週間」について(報告)
1669	2.25	1 (不)事件(平成31年1号)について 2 (不)事件(令和元年2号)について 3 争議行為予告
1670	3.10	1 (不)事件(平成31年1号)について 2 (不)事件(令和元年2号)について 3 争議行為予告 4 大分県労働委員会会報(令和元(平成31)年版)について 5 令和元年度大分県労働委員会研修の開催実績について
1671	3.24	1 (不)事件(平成31年1号)について 2 (不)事件(令和元年2号)について 3 争議行為予告 4 2020年九州ブロック労委労協第2回幹事会について(報告) 5 九州地区労委使用者委員代表者会議について(報告) 6 県への損害賠償請求について 7 労働委員会事務局審問室の移転について 8 労働委員会事務局職員の異動について
1672	4.14	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 (不)事件(平成31年1号)について 3 (不)事件(令和元年2号)終結について(関与和解) 4 争議行為予告 5 第87回九州労働委員会連絡協議会議題について 6 当面の定例総会における新型コロナウイルス対策について
1673	4.28	1 (不)事件(平成31年1号)について 2 令和2年度大分県労働委員会委員研修計画について 3 新型コロナウイルス感染拡大に伴い労使のおかれている状況等について
1674	5.12	1 (不)事件(平成31年1号)について
1675	5.26	1 (不)事件(平成31年1号)について 2 今後の労働委員会の在り方についての検討状況について 3 新型コロナウイルス感染症に伴う労働問題集中相談会について

通算回数	開催期日	主 な 内 容
1676	6. 9	1 (不) 事件 (平成31年 1 号) について 2 (個) 紛争 (令和 2 年 1 号) あっせん申請について 3 争議行為予告
1677	6. 23	1 (不) 事件 (平成31年 1 号) について 2 (個) 紛争 (令和 2 年 1 号) について 3 令和 2 年度労働委員会委員研修日程について
1678	7. 14	1 (不) 事件 (平成31年 1 号) について 2 (個) 紛争 (令和 2 年 1 号) 終結について (打切り) 3 令和 2 年度公労使委員個別紛争専門研修の開催及び研修受講者の募集について
1679	7. 28	1 (不) 事件 (平成31年 1 号) について 2 令和 2 年度九州労働委員会会長会議議題の各県労委回答について (報告)
1680	8. 25	1 (不) 事件 (平成31年 1 号) について
1681	9. 8	1 (不) 事件 (平成31年 1 号) について 2 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について 3 令和 2 年度個別労働紛争処理制度周知月間における取組について
1682	9. 23	1 (不) 事件 (平成31年 1 号) について 2 令和 2 年度公労使委員合同研修会及び第20回全労委使用者委員基礎研修会について (報告)
1683	10. 13	1 (不) 事件 (平成31年 1 号) について 2 争議行為予告
1684	10. 27	1 (不) 事件 (平成31年 1 号) について 2 争議行為予告 3 「悩まず どんとこい労働相談週間」について (報告)
1685	11. 10	1 (不) 事件 (平成31年 1 号) について 2 争議行為予告 3 公労使委員個別紛争専門研修について
1686	11. 24	1 (不) 事件 (平成31年 1 号) について 2 争議行為予告 3 2020年度九州ブロック労委労協第1回幹事会について (報告) 4 第85回委員研究会について
1687	12. 8	1 (不) 事件 (平成31年 1 号) について 2 第75回全国労働委員会連絡協議会総会について (報告)
1688	12. 22	1 (不) 事件 (平成31年 1 号) 終結について (関与和解) 2 「労働委員会在り方検討」に係る継続検討体制の速やかな立ち上げについて (要望) 3 「悩まず どんとこい労働相談週間」の実施について

- (不) 事件：不当労働行為事件の略
(調) 事件：労働争議の調整事件の略
(個) 紛争：個別労働関係紛争の略

2 公益委員会議

令和 2 年中の開催はなし

3 調停委員会議

令和 2 年中の開催はなし

第2章 労働情勢の概要

<国内情勢>

- (1) **雇用動向** (厚生労働省「一般職業紹介状況(令和2年12月分他)」、総務省「労働力調査(令和2年12月分)」)
令和2年12月の有効求人倍率(季節調整値)は1.06倍(前月比±0ポイント)であった。令和2年平均の有効求人倍率は1.18倍となり、前年を0.42ポイント下回った。
令和2年12月の完全失業率(季節調整値)は2.9%で、前月と同率。また、年平均の完全失業者数(率)は191万人(2.8%)となり、前年の162万人(2.4%)に比べ29万人の増となった。
- (2) **労働組合の組織動向** (厚生労働省 令和2年(2020年)労働組合基礎調査(令和2年6月30日現在))
単一労働組合の労働組合数は23,761組合、労働組合員数は1,011万5千人で、前年に比べ労働組合数は296組合(1.2%)の減、労働組合員数は2万8千人(0.3%)の増となった。
また、推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数の割合)は17.1%で、前年に比べ0.4ポイント上昇している。
労働組合員数(単位労働組合)のうち、パートタイム労働者の労働組合員数は137万5千人と前年に比べ4万2千人(3.1%)の増、全労働組合員数に占める割合は13.7%で前年に比べ0.4ポイント上昇と、ともに増加、上昇傾向が続いている。
- (3) **労働組合の活動状況**
- ① **春季賃上げ** (厚生労働省 令和2年民間主要企業春季賃上げ・妥結状況)
民間主要企業(定期昇給込みの賃上げ額の妥結額などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業。以下同じ。)321社の平均妥結額(加重平均)は6,286円で、前年(6,790円)に比べ504円の減となった。また、現行ベース(交渉前の平均賃金)に対する賃上げ率は2.00%で、前年(2.18%)に比べ0.18ポイント減少した。
- ② **夏季一時金** (厚生労働省 令和2年民間主要企業夏季一時金妥結状況)
民間主要企業390社の夏季一時金の平均妥結額(加重平均)は828,171円で、前年に比べ17,282円(2.04%)減少した。
- ③ **年末一時金** (厚生労働省 令和2年民間主要企業年末一時金妥結状況)
民間主要企業346社の年末一時金の平均妥結額(加重平均)は786,460円で、前年に比べ82,144円(9.46%)減少した。

<県内情勢>

- (1) **雇用動向** (厚生労働省大分労働局「大分県の雇用情勢(令和2年12月分)」)
令和2年12月の有効求人倍率(季節調整値)は1.09倍で、前月(1.11倍)を0.02ポイント下回り、4か月ぶりに前月比で低下した。
- (2) **労働組合の組織動向** (県雇用労働政策課「労働組合基礎調査結果(令和2年6月30日現在)」)
令和2年の労働組合数は460組合、組合員数は71,126人で、前年に比べ組合数は16組合の減、組合員数は462人(0.7%)の増となった。県内の非単位組合及び非独立組合員を含めた組合員数は78,148人で、前年に比べ1,548人増加し、推定組織率は15.7%(概算値)となり、前年に比べ0.5ポイント上回った。
また、パートタイム労働者の労働組合員数は7,175人で、前年に比べ523人(7.9%)増加し、全組合員数に占める割合は9.2%となり、前年に比べ0.6ポイント上回った。

第3章 令和2年における審査・調整の実施状況

1 不当労働行為事件

事件番号	平成31年(不)第1号			
請求する救済内容	<ul style="list-style-type: none"> 被申立人は、申立人が平成31年3月18日付け要求書で申し入れた団体交渉に応じなければならない。 被申立人は、申立人組合員が受けるはずだった平成30年冬季分賞与及び令和元年夏季分賞与を支払うこと。また、平成30年4月24日付け出向命令の無効を認めること。 ポスト・ノーティス 			
申立年月日	平成31年4月18日	審査の計画で定めた日数	備考	
調査回数	10回	計画変更により増減した日数		
審問回数		処理日数		
証人数		審査に要した日数		194日
終結年月日	令和2年12月15日	和解に要した日数		414日
終結状況	関与和解	終結までに要した日数		608日

事件番号	令和元年(不)第2号			
請求する救済内容	<ul style="list-style-type: none"> 被申立人は、申立人と令和元年8月23日付けで署名した協定書及び暫定労働協約を有効なものとして、取り扱わなければならない。 被申立人は、令和元年8月27日付、協定書及び暫定労働協約の解約通告がなかったものとして取り扱わなければならない。 ポスト・ノーティス 			
申立年月日	令和元年9月9日	審査の計画で定めた日数	備考	
調査回数	4回	計画変更により増減した日数		
審問回数		処理日数		
証人数		審査に要した日数		91日
終結年月日	令和2年3月25日	和解に要した日数		108日
終結状況	関与和解	終結までに要した日数		199日

注) 処理日数は、申請年月日(当日含む)から終結年月日(当日含む)までの日数をいう。

2 調整事件

(1) 労働争議の調整

該当なし

(2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号 区分	業種等	調整事項	申請 年月日	調査 回数	調整 回数	処理 日数	終結 年月日	終結 状況	備考
令和元年 (個)第2号 あっせん	医療業 従業員数 449人	<ul style="list-style-type: none"> 降格人事の撤回 懲戒処分の撤回 降給に伴う賃金の回復 名誉の回復 	令和元年 10月28日	3回	1回	87日	令和2年 1月22日	打切り	あっせん員 公益 関 恵子 労働者側 藤本 雅史 使用者側 赤松健一郎
令和2年 (個)第1号 あっせん	サービス業 従業員数 6人	<ul style="list-style-type: none"> 雇止めの一連の経緯の説明及び謝罪 雇止めの撤回と原職への復帰 	令和2年 5月27日	3回	—	35日	令和2年 6月30日	打切り (不参加)	あっせん員 公益 鈴木 芳明 労働者側 新宮 高志 使用者側 藤野 久信

注) 処理日数は、申請年月日(当日含む)から終結年月日(当日含む)までの日数をいう。

第4章 審 査

第1節 不当労働行為事件

1 係属及び終結の状況

労働組合法第7条の不当労働行為事件について、令和2年中は前年からの繰越が2件で、新規申立てはなかった。

No.	事件番号	労組法 該当条項	申立日	終結の状況	審査 委員	参与委員		担当 職員	備考
			終結日			労側	使側		
1	平成31年 (不)第1号	第7条① 第7条②	H31.4.18	取下げ (関与和解)	清 水 三 浦 (須賀)	松 尾 太 田	兒 玉 白 川 (大塚)	大 原 岩 田	
			R2.12.15						
2	令和元年 (不)第2号	第7条③	R元.9.9	取下げ (関与和解)	深 田 鈴 木	佐 藤 藤 本	藤 野 大 山 (大塚)	安 藤 中 尾	
			R2.3.25						

※ () 内は45期委員

(事件の件数及び平均所要日数)

過去5年間における事件の件数及び平均所要日数の推移は、次のとおりである。

区分 年	終 結 区 分								総 数	
	命令・決定		関 与 和 解		無 関 与 和 解		取 下			
	件 数	平均所要 日 数	件 数	平均所要 日 数	件 数	平均所要 日 数	件 数	平均所要 日 数	件 数	平均所要 日 数
H28										
29	2	557							2	557
30							2	212	2	212
31・R元	1	713							1	713
2			2	404					2	404
1件当り 平 均	3	609	2	404			2	212	7	437

2 事件の概要

平成31年（不）第1号

当事者	申立人 (労働者側)	X 1 労働組合
	被申立人 (使用者側)	Y 1 株式会社
申立年月日	平成31年4月18日	
終結年月日	令和2年12月15日 (処理日数 608日)	
終結区分	関与和解	
担当委員	審査委員長 清水 立茂 (須賀 陽二 R2. 2.11退任) 審査委員 三浦 恭子 参与委員 (労働者側) 松尾 竜二、太田 美乃里 (使用者側) 兒玉 雅紀 (大塚伸宏 R2. 2.11退任)、 白川 憲一	
<p>1 事件の概要</p> <p>X 1 労働組合（以下「X 1 組合」という。）は、平成29年11月15日、同年12月13日に、賃金体系や雇用延長の際の労働条件の明確化などを求めて、Y 1 株式会社（以下「Y 1 会社」という。）と団体交渉を行ったが、全て拒否回答であった。</p> <p>平成30年2月15日の団体交渉では、Y 1 会社は、会社の秘密を漏らす不誠実な組合とは団体交渉をしないとして、以後の団体交渉開催を拒否した。</p> <p>平成30年4月にY 1 会社は、X 1 組合のA組合員（以下「A組合員」という。）に対し、転籍依頼に従うよう強要し、同人が依頼を断ると、同月24日に、同人に対し、市外の会社への出向を命じた。</p> <p>こうしたパワハラ行為を受けたことにより精神的に不安定な状態になったA組合員に対し、Y 1 会社は、平成30年6月6日、休職を命じた。その後、X 1 組合はA組合員の症状は改善傾向にあり、休職する必要はなく、復職措置が採られるべきとの医師の診断書を提出し、数回にわたり、同人の復職を要求したが、復職は認められなかった。</p> <p>こうした対応が団体交渉拒否、不利益取扱いに当たるとしてX 1 組合が不当労働行為の救済の申立てを行ったものである。</p> <p>2 請求する救済内容</p> <p>(1) 変更前（平成31年4月18日申立て時）</p> <p>ア Y 1 会社は、X 1 組合が平成31年3月18日付け要求書で申し入れた団体交渉に応じなければならない。</p> <p>イ Y 1 会社は、A組合員を平成30年8月2日付けの医師の診断書に基づき復職させ、同人が受けるはずだった平成30年夏季賞与、同年冬季賞与及び平成31年4月から復職までの間の賃金相当額を支払うこと。また、平成30年4月24日付け出向命令の無効を認めること。</p> <p>ウ ポスト・ノーティス</p> <p>(2) 変更後（令和元年12月9日一部変更）</p> <p>ア Y 1 会社は、X 1 組合が平成31年3月18日付け要求書で申し入れた団体交渉に応じなければならない。</p> <p>イ Y 1 会社は、A組合員が受けるはずだった平成30年冬季分賞与及び令和元年夏季分賞与を支払うこと。また、平成30年4月24日付け出向命令の無効を認めること。</p> <p>ウ ポスト・ノーティス</p>		

3 申立人の主張要旨

- ア 平成31年3月18日付け要求書で、Y1会社に対し、A組合員の出向撤回、復職要求、団体交渉の開催などを求めたところ、同月22日付け回答書で、X1組合がY1会社の秘密を第三者に漏らさないことを誓約しない限り、団体交渉の再開、具体的な回答は困難である旨の回答があった。
- イ Y1会社は、団体交渉を拒む正当な理由がなく、団体交渉を受けなければならなかったにもかかわらず、X1組合が団体交渉を要求しても応じないことは、不当労働行為である。(労組法第7条第2号)
- ウ A組合員に対する甲市内の関連会社への転籍依頼の強要、転籍拒否後の乙市にある関連会社への出向辞令を受け、同人は、精神的に不安定な状態となったため、Y1会社から同人に対し、休職命令がなされた。
- エ A組合員が復職が可能であるとの医師の診断書に基づき、同人の復職や同人が受けるはずであった賞与の支給等を求めたが、受け入れられなかった。このことは、同人が組合員であることを理由とした不利益取扱いである。(労組法第7条第1号)

4 被申立人の主張要旨

- ア X1組合は、団体交渉でY1会社が話した機密事項について、みだりに甲市のB市議に開示し、当該情報に基づいて当該市議が市に対して委託料の削減を迫ったことで、甲市がY1会社に対する委託料を削減した。
- イ Y1会社の収入の大半は、甲市から支払われる業務委託料であり、当該委託料は、Y1会社の従業員の賃金の支払原資であることから、Y1会社にとって、甲市から支払われる業務委託料を確保することは、経営上、最も重要な事項である。
- ウ したがって、団体交渉でY1会社が話す機密事項について、X1組合が第三者に開示しないことを誓約しない限り団体交渉に応じないとの態度を取ることは、業務委託料の確保のためやむを得ないものであり、正当な理由が認められる。
- エ Y1会社がA組合員に対して出向命令を行ったのは、人員配置の事情等、Y1会社の事業運営上の理由によるもので、同人が組合員であることとは無関係である。また、同人が診断書を提出し、完全な労務提供ができないことを示したために、休職を発令したに過ぎず、同人を復職させることにより、同人の症状を悪化させないために、復職させていないのであって、同人が組合員であることとは無関係である。

5 審査等経過

令和元年6月6日から令和2年12月15日までの間、調査を10回、和解協議を12回（和解勧誘6回、電話による和解協議6回）行った結果、令和2年12月15日に和解（関与和解）が成立し、和解協定書を締結し、同日付けでX1組合から取下書が提出され、本件は終結した。

令和元年（不）第2号

当事者	申立人 (労働者側)	X 2 労働組合
	被申立人 (使用者側)	有限会社 Y 2
申立年月日		平成元年 9 月 9 日
終結年月日		令和 2 年 3 月 25 日 (処理日数199日)
終結区分		関与和解
担当委員		審査委員長 深田 茂人 審査委員 鈴木 芳明 参与委員 (労働者側) 佐藤 寛人、藤本 雅史 (使用者側) 藤野 久信 (大塚伸宏 R2. 2.11退任)、 大山 直美

1 事件の概要

令和元年 8 月 22 日、X 2 労働組合（以下「X 2 組合」という。）は、有限会社 Y 2（以下「Y 2 会社」という。）に対し、労使関係の確立に向けた申入れを行い、団体交渉を行った。その結果、同月 23 日に、協定書及び暫定労働協約に、Y 2 会社代表取締役と X 2 組合地方支部長がそれぞれ職名抜きで氏名のみを署名した。

Y 2 会社は、その 4 日後の同月 27 日付けで、X 2 組合に対し、協定書等は「ア 適正な社内手続を経て締結したとの認識はなく労働協約として効力はない、イ 労組法第 15 条第 3 項及び第 4 項に基づき、解約する」との内容の文書を送付した。

こうした対応が支配介入に当たるとして、X 2 組合が不当労働行為の救済を申し立てたものである。

2 請求する救済内容

ア Y 2 会社は、X 2 組合と令和元年 8 月 23 日付で署名した協定書及び暫定労働協約を有効なものとして、取り扱わなければならない。

イ Y 2 会社は、令和元年 8 月 27 日付、協定書及び暫定労働協約の解約通告がなかったものとして取り扱わなければならない。

ウ ポスト・ノーティス

3 申立人の主張要旨

ア 令和元年 8 月 23 日付け協定書及び暫定労働協約は、組合員の労働条件及び労働組合と使用者との関係に関する事項について、労使間で合意に達した事項を書面にして、Y 2 会社代表者が自ら署名したものであり、有効に成立している。

有効に成立した協定書等が無効であると主張することは、X 2 組合の主体性、団結力、組織力を損なうものであり、支配介入に当たる（労組法第 7 条第 3 号）。

イ Y 2 会社は、X 2 組合と何ら協議、交渉を尽くさず、締結のわずか 4 日後に、書面をもって一方的に協定書等が無効であると通告している。

これは、Y 2 会社が X 2 組合と真面目に向き合うことを拒否するものであり、労働組合そのものを軽視した態度にほかならない。また、有効に成立した労働協約を一方的に破棄する行為は、解約権の濫用である。

Y 2 会社のこれらの態度、行為は、支配介入に当たる（労組法第 7 条第 3 号）。

4 被申立人の主張要旨

ア X 2 組合は、令和元年 8 月 22 日、何の予告も通知もなく、突然、Y 2 会社を訪れ、労働組合を結成したという通知を行ったものであり、Y 2 会社代表者は、何の準備もなく、とりあえず、労働組合の主張を聞いたものである。

イ Y 2 会社代表者は、協定書等を、その場で初めて見たものであり、Y 2 会社内での労働協約締結に関する意思決定もされていないことから、X 2 組合の主張を一方的に聞いたとの認識であり、労使間交渉の結果、協定書等の各内容について合意に達したとの認識はない。

以上のことから、協定書等は、「労使間で合意に達した」事項と評価するには、相当の疑義がある。

ウ Y2会社が、協定書等を無効と主張することや、署名4日後で協定書等の無効や解約を申し入れることは、双方対等の団体交渉を経ない不意打ち的なやりとりなどから「労使間の合意に達していない」との判断でなされたものであり、X2組合の主体性、団結力、組織力を損なう意図はなく、支配介入には当たらない。

5 審査等経過

令和元年9月26日から令和2年3月25日までの間、調査を4回行い、並行して和解協議を3回行った結果、令和2年3月25日に和解（関与和解）が成立し、和解協定書を締結し、同日付けでX2組合から取下書が提出され、本件は終了した。

第2節 証人等出頭命令

令和2年中は、労働組合法第27条の7第1項に基づく証人等出頭命令はなかった。

第3節 再審査事件

令和2年中は、当労委の命令・決定を不服として中央労働委員会へ申立てがなされた再審査事件はなかった。

第4節 行政訴訟事件

令和2年中は、当労委の命令・決定を不服とする行政訴訟はなかった。

第5節 労働組合の資格審査

1 概況

労委規則第22条の規定に基づく組合資格審査について、令和2年中の新規申請はなく、前年から繰越となったものが2件である。

終結の状況は、適合したものはなく、打ち切りとなったものが2件である。

2 組合資格審査取扱一覧表

No.	審査番号	組 合 名	組 合 員 数	申 請 年 月 日	申 請 事 由	終 結 年 月 日	終 結 状 況
1	平成31年 第1号	X1組合	254	H31. 4. 18	不当労働行為	R2. 12. 15	打切
2	令和元年 第2号	X2組合	23,883	R元. 9. 9	不当労働行為	R2. 3. 25	打切

第 5 章 調 整

第 1 節 労働争議の調整

1 概 況

労働関係調整法に規定するあっせん、調停、仲裁について、令和 2 年の取扱状況は、次のとおりである。

(1) 取扱件数

令和 2 年の取扱件数は、前年からの繰越及び新規係属ともに 0 件であった。

(2) 申請者別、主要調整事項別、産業別申請状況

該当なし

(3) 終結状況

該当なし

(4) 終結事件処理日数

該当なし

調整区分別申請及び取扱件数

年 区分		H23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	R2	計
		新	あ	6	6	9	3	4	1		2	2
規	調											
申	仲											
請	小	6	6	9	3	4	1	0	2	2	0	33
前年からの繰越（あっせん）			1									-
取		6	7	9	3	4	1	0	2	2	0	-

申請者別申請等件数

年 区分		H23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	R2	計
		組	6	6	9	3	4	1		1	2	
使									1			1
双												
職												
合		6	6	9	3	4	1	0	2	2	0	33

主要調整事項別申請件数

区分		年										
		H23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	R2	計
経済的事項	賃上げ											0
	一時金											0
	解雇手当								1			1
	その他											0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
非経済的事項	労働協約		1	1								2
	解雇		1	2		1	1					5
	配置転換・出向		1		1	1						3
	団交促進	5	3	4	1					1		14
	その他	1		2	1	2			1	1		8
	小計	6	6	9	3	4	1	0	1	2	0	32
合計		6	6	9	3	4	1	0	2	2	0	33

産業別申請件数

区分		年										
		H23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	R2	計
< 建設業 >									1			1
< 製造業 >						1				1	0	2
食料品製造業												0
パルプ・紙・紙加工品製造業						1						1
窯業・土石製品製造業										1		1
< 運輸業 >		1	1			2						4
鉄道業						1						1
道路貨物運送業		1	1			1						3
< 卸売業、小売業 >		1		2	1	1	1					6
< 不動産業、物品賃貸業 >												0
< 学術研究、専門・技術サービス業 >				1								1
技術サービス業				1								1
< 宿泊業・飲食サービス業 >				1						1		2
< 医療、福祉 >		1	3	5	1				1			11
医療業		1	3	5	1				1			11
社会保険・社会福祉・介護事業												0
< 教育、学習支援業 >		3										3
< サービス業 >			2		1							3
労働者派遣業												0
廃棄物処理業			1		1							2
その他のサービス業			1									1
合計		6	6	9	3	4	1	0	2	2	0	33

終結状況・解決率

区分	年										
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 R元	R2	計
解 決	5	3	2		2	1			1		14
打 切 り		1	1	1	2			1			6
取 下 げ		3	3	2					1		9
規則65条第2項（不開始）			3					1			4
合 計	5	7	9	3	4	1	0	2	2	0	33
解 決 率 （ % ）	100	75	66.7	0	50	100	-	0.0	100	-	70

注1）解決率の計算は以下のとおりである。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解 決 件 数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

注2）被申請者があつせんに応じなかった場合については、令和元年（平成31年）より不参加による「打ち切り」に計上（以前は「規則65条第2項（不開始）」に計上）。

終結事件処理日数

区分	年										
	H23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	R2	計
10 日 以 下											0
11 ～ 20 日		1	3	1				1			6
21 ～ 30 日		1	2	1							4
31 ～ 60 日	3	3	4		3				2		15
61 ～ 90 日	1	2			1	1					5
91 日 以 上	1			1				1			3
件 数 計	5	7	9	3	4	1	0	2	2	0	33
延 べ 処 理 日 数	360	315	265	152	201	76	-	115	109	-	1,593
1 件 当 たり 平 均 処 理 日 数	72	45	29.4	50.7	50.3	76	-	57.5	54.5	-	54.4

第2節 個別労働関係紛争のあっせん事件

1 概 況

個別労働紛争の解決の促進に関する法律に規定するあっせん事件について、令和2年の取扱状況は次のとおりである。

(1) あっせん事件取扱件数

令和2年の取扱件数は2件（前年からの繰越が1件、新規係属が1件）であった。

(2) 申請者別、あっせん事項別、産業別申請状況

新規係属の1件は、申請者別では、労働者からの申請によるもので、あっせん事項別では、「その他経営又は人事」、「その他の労働条件等」、「嫌がらせ（職場の人間関係）」がそれぞれ1件ずつであった。産業別では、「その他の事業サービス業」であった。

(3) 終結状況

係属事件2件については、122件とも終結となった。

(4) 終結事件処理日数

終結事件の延べ処理日数は日（繰越し事件が87日、新規係属事件が35日）で、1件あたりの平均処理日数は61日であった。

調整区分別申請及び取扱件数

区分	年										
	H23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	R2	計
新規申請件数	5	3	2	3	1	1	2		2	1	20
前年からの繰越（あっせん）		1	1					1		1	-
取扱件数	5	4	3	3	1	1	2	1	2	2	-

申請者別申請等件数

区分	年										
	H23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	R2	計
労働者申請	5	3	2	3	1	1	2		2	1	20
使用者申請											0
双方申請											0
合計	5	3	2	3	1	1	2	0	2	1	20

あっせん事項別申請件数

区分	年										
	H23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	R2	計
新規申請件数	5	3	2	3	1	1	2		2	1	20
経営または人事	3	3	4	2	1	0	4	0	3	1	21
解雇	3	3	2	2	1		1		1		13
配置転換、出向・転籍			2								2
復職							1				1
退職							1				1
勤務延長、再雇用											0
その他経営または人事							1		2	1	4
賃金等	1	3	1	1	0	1	0	0	1	0	8
賃金未払い	1		1	1							3
賃金増額											0
賃金減額		1							1		2
一時金						1					1
退職一時金		1									1
解雇手当											0
諸手当		1									1
その他賃金											0
労働条件等	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	3
年次有給休暇				1							1
時間外労働											0
安全・衛生											0
労働保険											0
その他の労働条件等									1	1	2
職場の人間関係	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
セクハラ											0
嫌がらせ	1									1	2
その他	4	1	0	1	0	0	1	0	0	0	7
その他	4	1		1			1				7
総計	9	7	5	5	1	1	5	0	5	3	41

注) 件数は、1件あたり複数の項目があるため、申請件数とは一致しない。

産業別申請件数

区分	年										計
	H23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	R2	
< 農 業 >	1										1
< 建 設 業 >											0
< 製 造 業 >	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
食 料 品 製 造 業											0
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業											0
印 刷 ・ 同 関 連 業											0
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		1									1
そ の 他 の 製 造 業	1										1
< 情 報 通 信 業 >	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
通 信 業					1	1					2
< 運 輸 業 >	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	3
道 路 旅 客 運 送 業							1				1
道 路 貨 物 運 送 業			1				1				2
< 卸 売 業 ・ 小 売 業 >		1	1								2
< 金 融 業 ・ 保 険 業 >											0
< 不 動 産 業 >											0
< 宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業 >	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
宿 泊 業		1									1
飲 食 店				1							1
< 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 >	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
美 容 業											0
娯 楽 業				1							1
< 教 育 ・ 学 習 支 援 業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学 習 塾											0
< 医 療 、 福 祉 >	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
医 療 業									2		2
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業											0
< サ ー ビ ス 業 >	3	0	0	1	0	0	0	0	0	1	5
自 動 車 整 備 業	1										1
労 働 者 派 遣 業											0
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業										1	1
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	2			1							3
合 計	5	3	2	3	1	1	2	-	2	1	20

終結状況・解決率

区分	年										
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 R元	R2	計
解 決	3	1	3	1	1	1		1	1		12
打 切 り				1			1			2	4
取 下 げ	1	2		1							4
不 開 始											0
合 計	4	3	3	3	1	1	1	1	1	2	20
解 決 率 (%)	100	100	100	50	100	100	0.0	100	100	0.0	75

注1) 解決率の計算は以下のとおりである。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解 決 件 数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

注2) 令和元年（平成31年）から、被申請者があっせんに応じなかった場合は、不参加による打切りに計上。

終結事件処理日数

区分	年										
	H23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	R2	計
10 日 以 下		2									2
11 ~ 20 日	1										1
21 ~ 30 日	1		1	2		1					5
31 ~ 60 日	2	1	2	1	1		1			1	9
61 ~ 90 日									1	1	2
91 日 以 上								1			1
件 数 計	4	3	3	3	1	1	1	1	1	2	20
延 べ 処 理 日 数	129	62	114	88	40	30	59	118	66	122	828
1 件 当 たり 平 均 処 理 日 数	32.3	20.7	38	29.3	40	30	59	118	66	61	49.4

2 事件の概要

令和元年（個）第2号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 1
	被申請者 (使用者側)	社会福祉法人Y 1 (業種) 医療業 (従業員数) 449名
申請年月日	令和元年10月28日	
終結年月日	令和2年1月22日 (処理日数 87日)	
終結区分	打切り	
あっせん事項	<ul style="list-style-type: none"> ・降格人事、降給の撤回 ・懲戒処分 of 撤回 ・降級に伴う賃金の回復 ・名誉の回復 	
あっせん員	関恵子 (公)、藤本雅史 (労)、赤松健一郎 (使)	
<p>1 事件の概要</p> <p>X 1は、平成2年に社会福祉法人Y 1（以下「Y 1法人」という。）の経営する病院に医療専門職として入職し、平成20年に管理職である技師長に昇格した。</p> <p>令和元年に開催された講習会において、X 1とX 1の部下Aは、それぞれ実行委員、運営委員として関わり、X 1には行動費として現金が支給されたほか、X 1及びAには講習会参加費の領収書が交付された。X 1はAに対して当該領収書をもってY 1法人に参加費を請求するよう指示した。</p> <p>AはX 1から自分が支払っていない参加費をY 1法人に請求するよう指示されたことに困惑し、Y 1法人に相談した。</p> <p>X 1は、Y 1法人による事情聴取において、AがY 1法人から不正請求を疑われていると思ひ込み、Aが参加費を支払ったこととし、講習会の会長等にも話が食い違うことがないよう依頼した。</p> <p>Y 1法人は、X 1が講習会の実行委員の活動費の補填としてY 1法人に請求し受領していた過去3年分の参加費の返還を求め、X 1は返還に応じるとともに、始末書を提出した。</p> <p>同日、Y 1法人は、X 1はY 1法人が再三の注意を行ってきた部下への言動が改善されず、さらに今回の事案を起こしたことなどから、管理職としての適格性を欠くとして、技師長から主任技師に降格する辞令をX 1に交付し、人事発令は職場内グループウェアで周知した。</p> <p>また、その翌勤務日に、Y 1法人はX 1に対し、上司である立場を利用して部下であるAに不正行為を指示したこと、事実を隠蔽する一連の行動を取ったこと、さらにAに多大な精神的苦痛を与えたことは就業規則で定める懲戒処分の対象であるとし、戒告処分を行った。</p> <p>X 1は、懲戒処分と降格人事を不当とし、Y 1法人に異議を申立てたが認められず、加入する労働組合の団体交渉で処分の撤回を求めたが、交渉は決裂したため、あっせん申請に至った。</p>		

2 申請者の主張

- ・参加費は講習会の運営対価として参加費相当額の領収書が交付されているものであり、この領収書で参加費を請求することは不正ではない。
- ・部下に対しても、不正行為を指示したとの認識はない。
- ・降格により、給料が下がっただけではなく管理職手当もなくなり、生活に支障が生じている。降給を伴う降格であるのに事前に十分な説明もなく、人事権の濫用であり、納得できない。
- ・降格人事を全職員に公表されたことで自身の名誉が著しく傷ついたので、名誉を回復してもらいたい。

3 被申請者の主張

- ・X 1にはこれまでも部下への接し方について再三注意、指導してきており、次に問題が生じた場合は厳しく対応する旨の最後通告を平成29年9月に行っていた。その上で今回の事案が起こったことから、X 1は技師長に不適格であるとの判断に至り、降格人事を行った。
- ・X 1とAは業務の都合で職場を離すことができないため、X 1を降格させ、副院長を技師長代行とすることで、適時相談を受け付ける体制を整え、パワハラ対策をしている。
- ・X 1自身は病院から支払われた過去3年分の参加費について、自身が支払っていないことを認めるとともに、部下に誤った指導をした旨の始末書を提出している。
- ・人事発令は通常から職場内グループウェアに掲示しており、今回の降格辞令が特別なわけではない。

4 あっせんの経緯及び結果

- 令和元年10月4日 事前調査（申請者）
11月20日 事前調査（被申請者）
12月18日 事前調査（同上）
令和2年1月22日 第1回あっせん

第1回あっせんでは、両者の主張が折り合わず難航した。

X 1が希望する金銭面での解決を中心に調整を重ねた結果、Y 1から給与額上乘せの妥協案が示されたが、Y 1が求めるX 1の反省と謝罪にX 1が応じなかったことから、あっせん員がこれ以上のあっせんは困難と判断、打切りで終結した。

令和2年（個）第1号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 2
	被申請者 (使用者側)	独立行政法人Y 2 (業種) サービス業 (従業員数) 6名
申請年月日		令和2年5月27日
終結年月日		令和2年6月30日 (処理日数 35日)
終結区分		打切り
あっせん事項		<ul style="list-style-type: none"> ・雇止めの一連の経緯についての説明、謝罪 ・雇止めの撤回と復職
あっせん員		鈴木芳明 (公)、新宮高志 (労)、藤野久信 (使)
<p>1 事件の概要</p> <p>X 2は、平成30年7月に独立行政法人Y 2 (以下、「Y 2法人」という。)に保健師として採用された。採用条件に「庁外業務は公共交通機関かレンタカー使用」とあったが、X 2は運転経験がない、いわゆるペーパードライバーであり、その旨をY 2法人に申告しており、了承の上で採用されたものと認識していた。</p> <p>採用後、X 2は公共交通機関や上司Bが運転するレンタカーによって庁外業務を行っていたが、同年11月、Bから自分で運転するよう強く求められ、翌12月には運転できることが採用条件であったと言われた。このため、X 2は、Y 2法人の上部団体Z法人 (以下、「Z法人」という。)に採用条件の問合せを行ったが回答はなく、同月開催された県外研修の場において、Z法人の職員Cから「運転ができない者は過去、採用していない。X 2だけを特別扱いできない。」と言い渡された。</p> <p>X 2は、平成31年2月のY 2法人との面談で、運転にまだ自信がなくできない旨伝えたところ、公共交通機関だけでは仕事にならないと取り合ってもらえず、翌3月、Y 2法人からX 2に対し、契約更新を行わず、雇止めとする旨の通告がなされた。</p> <p>X 2は、契約更新を申し入れたが、応じてもらえず、雇止め理由の説明もなかった。X 2は、一連の経緯により心身に不調を来とし、医師から「適応障害のため就業困な状態」と診断され、しばらく療養していたが、復調したことから今回、Y 2法人に対して雇止めの撤回と雇止めに至った経緯についての説明及び謝罪を求めるあっせん申請を行ったもの。</p> <p>2 申請者の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用時の面接で「1年で辞めてもらっては困る」と言われており、契約満了後には当然更新があると考えていた。 ・運転できないことは採用時、Bに説明し、公共交通機関による移動でよいとの話だったが、11月になって急に運転を強要されるようになり、翌年2月には契約違反とまで言われた。 ・この件について、Y 2法人及びZ法人に相談したが納得のいく返答がもらえず、あいまいな対応に疲弊し、3月には体調を崩してしまった。 ・Bの対応はパワハラと認識している。 ・雇止めの理由等についての説明と謝罪、及び雇止めの取消 (契約期間の延長) と原職への復帰を求めたい。 		

3 被申請者の主張

- ・ X 2は「雇止め」と主張するが、契約期間の満了によるものである。
- ・ 採用時、X 2にはレンタカーか公共交通機関での庁外業務になると説明しており、X 2が「自動車学校に通い運転の練習をする。」と言ったので採用した。
- ・ 実際、公共交通機関で行けない場所が多く、BがX 2と同行し、車を運転していたが、いつまでも同行するわけにもいかず、10月頃からX 2に運転の可否を再三確認した。X 2は毎回「まだ無理だ」と回答するばかりで善処する姿勢が見られなかった。このままでは業務に支障をきたすため、12月にBからX 2に対し、運転が出来ないのならY 2法人で働き続けられては困る旨を伝えた。CからもX 2にその旨を研修の際に直接伝えている。
- ・ BがX 2に運転が出来ないのなら働き続けられては困る旨を伝えた際、X 2から「運転するくらいなら辞める」との発言があったため、契約更新はしない方向で話を進めることとなったもので、X 2の発言は複数の職員が聞いている。
- ・ X 2はZ法人での勤務経験もあり、能力面では問題なかったが、庁外業務が条件であり、車の運転が出来ないX 2とは契約更新が出来なかったもの。また、X 2へは再三、説明を行っている。
- ・ 今回あっせんに参加しても、同じ話の繰返しで平行線になると思われること、また、既に後任を採用しており、X 2の職場への復帰は不可能であることから、あっせんに応じることは出来ない。

4 あっせんの経緯及び結果

- 令和2年5月27日 事前調査（申請者）
- 6月2日 事前調査（被申請者）
- 6月11日 事前調査（ 同上 ）
- 6月30日 被申請者に対しあっせん員等による説得

Y 2法人からは、X 2に対する説明責任は果たしており、X 2の求めには応じられないとして不承諾の意志表示がなされたもの。あっせん員（使用者側）による説得を試みたが、Y 2法人の翻意には至らず、あっせん員の判断により被申請者不参加による打ち切りで終了した。

第3節 争議行為予告及び労働争議実情調査

1 争議行為予告

労働関係調整法第37条による公益事業の争議行為予告は29件で、うち当労委が直接受理したものは2件であった。

争議行為予告一覧表

番号	受付月日	通知者	業種	争議項目	受付労委
1	2.17	全日本建設交通一般労働組合	道路貨物等	2020年春闘及び夏季一時金闘争	中労委
2	〃	国鉄労働組合	陸上旅客	2020年4月1日以降の賃金引上げ等	〃
3	〃	ANA乗員組合	航空	2020年春闘要求	〃
4	2.25	長崎バスユニオン	陸上旅客	2020年春闘要求等	〃
5	〃	全国電力関連産業労働組合総連合	電力	〃	〃
6	〃	日本航空ユニオン	航空	2020年度賃上げ等	〃
7	2.26	大分県医療・福祉労働組合連合会	病院	2020年春闘及び夏期一時金要求等	大分労委
8	3.2	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	賃金引き上げ等	中労委
9	〃	全日本建設交通一般労働組合全国鉄道本部	陸上旅客	〃	〃
10	〃	JMITU（日本金属製造情報通信労働組合） ・JMITU通信産業本部	通信	賃上げ要求等	〃
11	〃	全日本空輸乗員組合	航空	春闘要求	〃
12	〃	日本航空(株)（相手方：日本航空ユニオン）	航空	日本航空ユニオンが行う争議行為に対抗	〃
13	〃	全日本赤十字労働組合連合会	病院	賃金表の改善等	〃
14	3.9	日本私鉄労働組合総連合会	陸上旅客	20春闘における賃金、臨時給、産業別最低賃金引上げ要求等	〃
15	3.16	長崎私交通労働組合	陸上旅客	賃金引上げ等	〃
16	3.30	長崎バスユニオン	陸上旅客	労働委員会命令に沿った懸案事項の早期解決に関する件等	〃
17	〃	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	病院	賃金水準を引き上げること等	〃
18	6.1	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	2020年度夏季一時金等	〃

番号	受付 月日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
19	9.25	長崎バスユニオン	陸上旅客	2020 春闘要求項目に 関する件等	中労委
20	10.16	全日本国立医療労働組合	病 院	賃金・労働条件改善要 求	〃
21	10.20	大分県医療・福祉労働組合連合会	病 院	賃金・一時金等	大分労委
22	10.26	全日本赤十字労働組合連合会	病 院	勤務評定反対等	中労委
23	10.30	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	病 院	賃金改定等	〃
24	〃	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	年末一時金闘争の取 り組み等	〃
25	11.6	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	2020 年年末要求	〃
26	〃	日本航空ユニオン	航 空	2020 年年末一時金等	〃
27	〃	日本航空(株) (相手方: 日本航空キャビン クルーユニオン)	航 空	日本航空キャビン クルーユニオンが行う 争議行為に対抗	〃
28	〃	日本航空(株) (相手方: 日本航空ユニオン)	航 空	日本航空ユニオンが 行う争議行為に対抗	〃
29	11.13	全日本港湾労働組合関西地方本部	港 湾	冬季一時金要求等	〃

2 労働争議実情調査

労働委員会規則第62条の2に基づく労働争議の実情調査（労働争議が発生するおそれがある状態も含む）のうち、県内に係るものは、前年から繰越したものが1件、令和2年中に争議行為予告があったものが34件で、計35件であった。

労働争議実情調査一覧表

事件番号	受付月日	組 合 名	争 議 項 目	調 査 月 日	終 結 状 況	備考
元-26	10.17	大分県医療生協労働組合	賃金・一時金等	2.4	解決	元-36
1	2.17	全日本建設交運一般労働組合 大分県本部日田支部	2020年春闘及び夏季一時金 闘争	12.15	繰越	1
2	2.26	大分県医療生協労働組合	2020年春闘及び夏期一時金 要求等	5.29	解決	7
3	〃	宇佐病院労働組合	〃	7.20	〃	7
4	〃	山本病院労働組合	〃	4.16	〃	7
5	3.2	豊後通運労働組合	賃金引上げ等	4.27	〃	8
6	〃	東久大通運労働組合	〃	5.15	〃	8
7	〃	臼杵運送労働組合	〃	5.2	〃	8
8	〃	大分海陸労働組合	〃	4.3	〃	8
9	〃	ダイヤモンドライン労働組合	〃	7.1	〃	8
10	〃	大分運輸労働組合	〃	5.8	〃	8
11	〃	江藤運輸労働組合	〃	4.3	〃	8
12	〃	大分赤十字病院労働組合	賃金表の改善等	3.23	〃	13
13	3.9	大分交通労働組合	賃金引上げ等	3.17	〃	14
14	〃	大分バス労働組合	〃	〃	〃	14
15	〃	日田バス労働組合	〃	〃	〃	14
16	〃	亀の井バス労働組合	〃	〃	〃	14
17	6.1	豊後通運労働組合	2020年度夏季一時金等	7.25	〃	18
18	〃	東久大通運労働組合	〃	7.30	〃	18
19	〃	臼杵運送労働組合	〃	7.1	〃	18
20	〃	大分海陸労働組合	〃	〃	〃	18
21	〃	ダイヤモンドライン労働組合	〃	〃	〃	18
22	〃	大分運輸労働組合	〃	〃	〃	18
23	〃	江藤運輸労働組合	〃	〃	〃	18
24	10.20	大分県医療生協労働組合	賃金・一時金等	12.28	繰越	21
25	〃	宇佐病院労働組合	〃	12.18	解決	21
26	〃	山本病院労働組合	〃	11.30	〃	21
27	10.26	大分赤十字病院労働組合	勤務評定反対等	11.27	〃	22
28	10.30	豊後通運労働組合	年末一時金等	11.14	〃	24

事件 番号	受付 月日	組 合 名	争 議 項 目	調 査 月 日	終 結 状 況	備 考
29	10.30	東久大通運労働組合	年末一時金等	12.4	解決	24
30	〃	臼杵運送労働組合	〃	11.30	〃	24
31	〃	大分海陸労働組合	〃	10.30	〃	24
32	〃	ダイヤモンドライン労働組合	〃	12.1	〃	24
33	〃	大分運輸労働組合	〃	11.16	〃	24
34	〃	江藤運輸労働組合	〃	12.2	〃	24

第6章 労働相談及び個別労働紛争処理制度の周知

第1節 労働相談の概況

当委員会では、労働紛争を未然防止すること及び不当労働行為事件の申立てや労働争議の調整・個別労働関係紛争のあっせんにつながることを目的に、労働相談を実施している。労働相談を通じて、労働委員会の認知度向上を図ることで、制度の活用や労働法令の周知に努めている。

1 労働相談の状況（令和2年1月～12月）

令和2年の相談者数は102名、相談件数は211件であった。

区分		相談者別			内容別											計	
		労働者	使用者	計	団体交渉	経営・人事				賃金等				労働条件等			
						解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇	その他		その他
相談件数	集団	11	1	12	(1) 8	3	1								9	11	(1) 32
	個別	86	4	90	1	(1) 14	2		29	12	2	5	11	14	34	(1) 55	(3) 179
	計	97	5	102	(1) 9	(1) 17	3		29	12	2	5	11	14	(1) 43	(3) 66	(6) 211
相談方法	来所	37	1	38	1	7	1		13	4	1	2	3	7	17	(1) 25	(1) 81
	電話	59	4	63	(1) 7	(1) 10	2		16	8	1	3	8	7	(1) 26	(2) 41	(5) 129
	その他 Eメール等	1		1	1												1
相談のうち、あっせんに至った件数	集団			0													0
	個別			0													0

注1) ()内の数値は使用者からの相談分の件数で内数。

注2) 内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う労働問題に対応するため、雇用労働政策課や関係機関と連携の下、5月と8月に臨時の集中相談会を下記のとおり開催した。

実施期間

第1回 令和2年5月24日（日）～26日（火）

第2回 令和2年8月17日（月）～19日（水）

2 年別相談件数の推移

相談件数は211件で、前年度に比べ102件の減少となった。

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 R元	R2
相談件数	300	423	383	319	251	238	294	320	313	211
うち 相談週間	134	146	144	119	85	72	109	113	96	84

第2節 労働相談週間

当委員会では、平成18年度から、労働委員会の特性を活かした紛争解決制度の利用促進を目的に、年2回（10月、2月）「悩まずどんとこい労働相談週間」を実施し、平日夜間及び土日も含め一週間、集中的に労働相談に応じている。

1 実施期間

第1回 令和2年 2月1日（土）～7日（金）
第2回 令和2年 10月1日（木）～7日（水）

2 相談件数等

区分	相談者別				内容別													
	相談件数	労働者	使用者	計	団体交渉	経営・人事				賃金等			労働条件等		その他	計		
						解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇			その他	
総計	相談件数	38	3	41	3	3	2		11	6		4	5	9	19	22	84	
	相談方法	来所	16		16		1	1		5	3		2	2	4	9	6	33
		電話	21	3	24	2	2	1		6	3		2	3	5	10	16	50
		その他	1		1	1												1
第1回	相談件数	17	1	18		3			4	2		4	3	3	13	4	36	
	相談方法	来所	10		10		1			2	2		2	1	2	8	1	19
		電話	7	1	8		2			2			2	2	1	5	3	17
		その他			0													0
第2回	相談件数	21	2	23	3		2		7	4			2	6	6	18	48	
	相談方法	来所	6		6			1		3	1			1	2	1	5	14
		電話	14	2	16	2		1		4	3			1	4	5	13	33
		その他	1		1	1												1

注)内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

「悩まずどんとこい労働相談週間」周知のため、関係機関等にリーフレットやチラシを配布するとともに、新聞、テレビ・ラジオ、県・市町村・各種団体等の広報紙・インターネット等による広報を行なった。

○チラシ

労働者・使用者の皆様へ

悩まずどんとこい労働相談週間

大分県労働委員会では、「個別労働紛争処理制度周知月間(10/1～31)」に併せ、集中相談会(秘密厳守・無料)を開催します。平日夜間や土日も相談可能ですのでどうぞお気軽にご利用ください。
なお、平日(9時～17時)であればこの期間以外でも随時相談を受け付けています。

実施期間 令和2年10月1日(木)～10月7日(水)
平日:9時～20時(来所相談の受付は19時まで)
土日:9時～17時(来所相談の受付は16時まで)

○電話相談:097-536-3650
097-506-5251
097-506-5241

○来所相談:大分県労働委員会事務局
(県庁舎本館3F 大分市大手町3-1-1)
※裏面地図をご参照ください。

解雇・雇止めされた!
賃金を払ってくれない
無期雇用の申込みを受けたけど?
パワハラ・セクハラで困っている!
辞めさせてくれない!
年次有給休暇がない!
合同労組から団体交渉を申し込まれた!
年休5日間の計画的付与ってどうすれば?

大分県労働委員会は労働紛争を解決するための県の行政機関です。労働相談では、専門的なアドバイスのほか、内容に応じて『あっせん』を行ったり、適切な機関をご紹介いたします。

大分県労働委員会の『あっせん』とは…
① あっせん員が労使双方の主張を聞き、お互いの歩み寄りによる紛争解決をお手伝いする制度です。
② あっせん員は労働問題の専門家であり、経験豊富な労務法の3名委員により構成されています。

○求人情報誌掲載広告

10月1日(木)から10月7日(水)は

悩まずどんとこい労働相談週間

労使紛争を解決するための、県の行政機関である大分県労働委員会があなたの労使間トラブルの解決をお手伝いします!
期間中、平日夜間や土・日も受け付けますので、まずは相談を!

対象者 県内に在在若しくはお勤めの労働者及び使用者
特徴 中立公正、無料、秘密厳守、迅速対応、匿名の相談可
内容に応じて労働委員会の『あっせん制度』の利用可

相談方法
電話でのご相談
電話:097-536-3650
097-506-5251
097-506-5241
来所でのご相談
大分県労働委員会事務局
(県庁舎本館3F 大分市大手町3-1-1)
※日本労働組合同盟の協賛事業に該当してください。

相談時間 平日/9時～20時(来所相談の受付は19時まで)
土日/9時～17時(来所相談の受付は16時まで)
なお、この期間中でも平日(9時～17時)であれば、随時相談を受け付けています。

解雇・雇止めされた!
賃金を払ってくれない!
パワハラ・セクハラで困っている!
辞めさせてくれない!
年次有給休暇がない!
無期雇用の申込みを受けたけど?
合同労組から団体交渉を申し込まれた!
年休5日間の計画的付与ってどうすれば?

10月は「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間です。
～雇用のトラブル～『あっせん』で解決しませんか?

第3節 個別労働紛争処理制度周知月間

全国労働委員会連絡協議会では、平成21年度から、個別労働関係紛争処理制度の利用促進を図ることを目的に、10月を「個別労働紛争処理制度周知月間」として、様々な運動を行っている。本県においても、以下の取組を実施した。

(1) 県広報媒体による周知

・広報紙・テレビ、ラジオ、新聞、ホームページ、SNS (Facebook、Twitter)

(2) ポスター・リーフレットの配布

・ポスター(440部)、リーフレット(1,090部)を国(労働局・労基署・ハローワーク)、県、市町村、労働団体(連合大分・県労連・合同労組等)、使用者団体(経営者協会・商工会議所・商工会等)へ配布した。

(3) 広報紙への掲載依頼等

・県以外の広報紙(市町村、商工会議所、商工会連合会、求人情報誌等)

(4) 「悩まずどんとこい労働相談週間」の実施

・月間中の10月1日(木)～7日(水)に「悩まずどんとこい労働相談週間」を実施。
 ・平日時間外(20時まで)及び土・日も相談に応じ、あっせん等の掘り起しを行うとともに、労働委員会の周知及び制度の活用促進に努めた。

○リーフレット

労働者・事業者のみならずへ
 労働者のトラブルを悩まずどんとこい
 労働委員会
 ~雇用のトラブル~
 「あっせん」で解決しませんか?
解決
 労働問題の専門家でも経験豊富な、公労使三者の「あっせん員」が労使双方の当事者の主張を聞いて、話し合いによる円満な紛争解決をお手伝いします。
公正中立、費用は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。
大分県労働委員会
 〒870-8501 大分市大字町3丁目1-1 県庁本館3階
 電話 097-536-3650
 FAX 097-506-1788

労働委員会とは?
 公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、「労働者と使用者との間のトラブルを解決するため」の専門的な都道府県の行政機関です。
 公益委員(弁護士等)
 労働者委員
 使用者委員
 労働委員会のイメージ(三者構成)

無料 秘密厳守で以下の業務を行っています。

労働相談 労働問題についての「疑問・質問・お悩み」など、詳しく伺い、解決に向けたアドバイスを行います。

例えば…
 ●突然解雇された!
 ●賃金を支払ってくれない。
 ●就業規則を変更したい。
 ●有給休暇のことで聞きたいことが…

解決
 他機関を利用
「あっせん制度」を利用

あっせん制度
 “多くの労働者と事業者との間”で労働条件などのトラブルが発生した場合、当事者からの申請により「あっせん」を行います。
 公労使三者の三者で構成されたあっせん員が双方の主張を聞いて、「歩み寄りによる解決」をお手伝いします。
 あっせん申請
 事前聞き取り
 あっせん
 解決
 打ち切り
 取下げ

詳しくは**労働委員会**にお気軽にお問い合わせください
097-536-3650 相談時間 9:00~17:00(月-金)

第7章 会議及び研修

労働委員会規則第86条の規定により、委員会相互の連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るため、全国又は各地域別に公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が設けられている。

このほか、労働問題の適正妥当な解決、事務処理の迅速化を一層促進するため、全国又は各地域別に公益委員連絡会議、労働者側委員連絡協議会（労委労協）、使用者委員連絡協議会、調整・審査の各主管課長会議等が開催されている。

令和2年中に開催された会議等の概要は、次のとおりである。

1 全国会議

(1) 全国労働委員会会長・事務局長連絡会議

愛媛県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、開催中止となった。

◎ 会長連絡会議

①期 日 令和2年6月12日（開催中止）

②場 所 松山市「ANAクラウンプラザホテル松山」

③講 演

演 題 「未定」

講 師 中央労働委員会地方調整委員（東日本区域）
成蹊大学法学部法律学科教授 原 昌登 氏

④議題懇談

「不当労働行為審査における諸課題への対応

～ 今後の労働委員会の在り方検討小委員会において『速やかに実施する事項（運用改善）』とされた事項を中心に ～」

・提案理由説明（中労委）

◎ 事務局長連絡会議

①期 日 令和2年6月11日（開催中止）

②場 所 松山市「ANAクラウンプラザホテル松山」

③議 事

ア 審査概況等について

イ 調整事件等の概況について

ウ 今後の労働委員会の在り方に関する検討状況について

④議題懇談

「労働委員会と労働局との連携について」

・提案理由説明（中労委）

(2) 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会

東京都での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、WEB会議により開催した。

①期 日 令和2年7月10日

②場 所 WEB会議（大分県庁舎会議室ほか）

③議 題

ア 協議事項

a 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について（日程（案）、議題（案）、運営要領（案））

b 今後の労働委員会の在り方に関する検討状況について

イ 報告事項

a 令和元年度公労使委員個別紛争専門研修の実施状況等について

b 調整事件・不当労働行為事件取扱件数（全労委、新規係属件数）、労働局あつせん及び労働審判件数の推移について

c 都道府県労働委員会における委員報酬の状況について

(3) 公労使委員合同研修

東京都での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、WEB等により研修を開催した。

- ①期 日 令和2年9月3日(全体研修)
令和2年9月4日(第20回全労委使用者委員基礎研修会)
- ②場 所 (全体研修) 東京都「労働委員会会館」、北海道、福岡から配信
(第20回全労委使用者委員基礎研修会) 東京都「経団連会館」から配信
- ③内 容
- ・全体研修(WEB開催)
 - ア 講演「労働委員会について－歴史・現状・課題－」
講師 中央労働委員会会長 岩村 正彦 氏
 - イ 講演「労働法の基礎」
講師 中央労働委員会公益委員 両角 道代 氏
 - ウ 働き方改革時代における労働争議調整(あっせん)の運用と活用(北海道)
 - エ 和解事例紹介(福岡県)
 - ・労働者委員研修(「月刊労委労協」2020年11号に講演内容を掲載し、研修に振り替え)
 - ア 講演「不当労働行為救済制度の概要と意義、重要行訴判決を兼ねて」
講師 弁護士 宮里 邦雄 氏
 - イ 講演「個別的労働紛争解決」
講師 弁護士 徳住 堅治 氏
 - ・第20回全労委使用者委員基礎研修会(WEB開催)
 - ア 講演「労組法7条の概説と不当労働行為審査制度の概要」
講師 太田・石井法律事務所弁護士(経営法曹会議事務局長) 石井 妙子 氏
 - イ 講演「労働組合の組織変遷と合同労組案件対応」
講師 第一芙蓉法律事務所(経営法曹会議弁護士) 小鍛冶 広道 氏
 - ウ 講演「職場のハラスメント防止に向けた法的留意点と企業の対応」
講師 弁護士法人淀屋橋・山上合同(経営法曹会議弁護士) 渡邊 徹 氏

(4) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会

東京都での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、WEB会議により開催した。

- ①期 日 令和2年11月19日～20日
- ②場 所 WEB会議(大分県労働委員会審問室ほか)
- ③内 容
- 11月19日
- ・議 題
 - ア 同一の労働者からの複数回にわたり申請される個別労働紛争あっせんへの対応について(関東ブロック公労使提案)
- 11月20日
- ・議 題
 - ア 労働委員会におけるIT化に向けた取組等について(中国・四国ブロック公労使提案)
 - ・講 演
 - イ 演 題「労働紛争の解決と労働委員会の役割」
講 師 前中央労働委員会会長 山川 隆一 氏
 - ・議 題
 - ウ 不当労働行為事件の偏在に伴う課題への対応策について(近畿ブロック公労使提案)

(5) 公労使委員個別紛争専門研修

東京都での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、WEB研修により開催した。

- ①期 日 令和2年12月3日
- ②場 所 WEB研修(大分県労働委員会審問室ほか)
- ③内 容
- ア 講演 「労働関係法令の改正等の動向」
講師 中央労働委員会公益委員 森戸 英幸 氏

- イ 講演 「裁判例の動向」
講師 明治大学法科大学院教授 野川 忍 氏
- ウ 講演 「メンタルヘルスに関する知識と具体的な対応について」
講師 医療法人社団弘富会院長 高野 知樹 氏
- エ 事例発表 「個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例」 (岐阜県、島根県、沖縄県)

(6) 全国労働委員会事務局審査・調整主管課長会議

東京都での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、WEB会議により開催した。

①期 日 令和2年11月26日

②場 所 WEB会議

③議 題

・審査主管課長会議

ア 「新型コロナウイルス感染防止に配慮した審査の実施について」 (報告)
(東京都、大阪府、福岡県、新潟県、北海道)

イ 「今後の労働委員会の在り方検討について」 (報告)

・調整主管課長会議

ア 中労委事務局説明 「調整業務の運営について」

イ 都道府県労働委員会事務局からの業務報告 (山梨県、京都府、島根県)

ウ 講演

演 題 「同一労働同一賃金について一最新最高裁判例を踏まえて一」

講 師 中央労働委員会会長代理・慶應義塾大学大学院法科学研究科教授
森戸 英幸 氏

2 九州地区会議

(1) 九州労働委員会会長・事務局長会議

◎ 会長会議

鹿児島県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、開催中止となった。

①期 日 令和2年4月23日 (開催中止)

②場 所 鹿児島市「東急REIホテル」

③議 題 (回答集約配布)

ア 監視カメラ設置の不当労働行為 (不利益取扱い) 該当性等について (鹿児島県)

イ 有期雇用契約と試用期間について (鹿児島県)

◎ 事務局長会議

鹿児島県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、書面決議及び回答の集約配布となった。

①期 日 書面決議 (議題ア～カ)、回答集約配布 (議題キ)

②議 題

ア 九州労働委員会協議会における諸会議及び予算の見直し等について (大分県)

イ 研修等の事務処理要領の取扱いについて (大分県)

ウ 九州労働委員会等申し合わせ事項の一部改正について (大分県)

エ 令和元年度 (平成31年度) 九州労働委員会協議会歳入歳出決算 (案) の承認について (大分県)

オ 令和2年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算 (案) の承認について (大分県)

カ 2026年 (令和8年) の全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の開催について (大分県)

キ 委員会議における議題回答案等の参考資料を共有化することについて (意見交換) (佐賀県)

(2) 第87回九州労働委員会連絡協議会

佐賀県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、開催中止とし、議題については、回答の集約配布となった。

①期 日 令和2年5月14日～15日（開催中止）

②場 所 佐賀市「ホテルグランデはがくれ」

③内 容

5月14日（開催中止）

・研修会（講演）演 題 「未定」

講 師 東京大学社会科学研究所教授（東京都労働委員会会長代理）
水町 勇一郎 氏

5月15日（回答集約配布）

・本会議

・議題

ア 今後の労働委員会の在り方検討小委員会について（意見交換）（熊本県）

イ あっせん（集団・個別）における被申請者の不応諾により打切りとなるケースを減らす工夫や取組について（情報交換）（佐賀県）

ウ 事例研究 不当労働行為事件事例（福岡県）

(3) 九州労働委員会公益委員連絡会議

10月29日に大分県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、書面開催となった。

①期 日 書面開催

②議 題（回答集約配布）

ア 社内回覧文に社長が「会社に敵対する社員」と表現した場合の支配介入の成否について（大分県）

イ 労働協約を無効と主張したり、解約通告をしたりした場合の支配介入の成否について（大分県）

(4) 2020年九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会

①期 日 令和2年3月3日～4日

②場 所 佐賀市「アパホテル佐賀駅南口」

③協議事項

ア 九プロ労委労協幹事の交代について

イ 2020年九プロ労委労協総会・研修会の運営について

ウ 2020年九プロ労委労協総会議案について

エ 研修会（九プロ労委労協総会）のテーマについて

オ 全国労働委員会連絡協議会総会副議長・会場・場内発言順位について

カ 九プロ労委労協総会開催計画について

キ 各県の特徴的状況について

④命令研究会

事件名 不当労働行為事件「長崎県労委平成28年（不）第3号」

助言者 宮里 邦雄弁護士

(5) 2020年九州ブロック労委労協総会・研修会

5月13～14日に佐賀県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、書面開催となった。

①期 日 書面開催

②議 題

ア 2019年活動経過・会計決算報告・会計監査報告について

イ 2020年取組案・予算案・役員体制について

③研修会

各県報告資料を活用し、各県の状況および特徴的な事件等について確認・検討する。

(6) 2020年九州ブロック労委労協第1回幹事会

①期 日 令和2年11月9日

②場 所 福岡市「オリエンタルホテル福岡」

③協議事項

ア 2021年度活動方針（案）の確認

イ 第75回全国労働委員会連絡協議会総会について

ウ 2021年九プロ労委労協総会・研修会について

エ 九プロ労委労協第2回幹事会・命令研究会（鹿児島県開催）について

④確認事項

- ア 月刊労委労協会員交流執筆計画（担当県）について
- イ 全国労働委員会連絡協議会総会副議長・会場・場内発言順位について
- ウ 九プロ労委労協総会開催計画について

⑤各県における特徴的動き・課題等について

(7) 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議

①期 日 令和2年2月27日～28日

②場 所 福岡市「西鉄ホテルクルーム博多」

③議 事

- ア 全労委運営委員会の報告
- イ 令和2年度の九州地区労働委員会使用者委員研修会について
- ウ 講演
演 題 「労働条件における使用者の説明責任
～その解雇の有効性、その手当の合理性を説明できますか？」
講 師 福岡県労働委員会会長・九州大学大学院法学研究院教授 山下 昇 氏
- エ 各県における審査・調整・個別あっせん事件について（意見・情報交換）

(8) 九州地区労働委員会使用者委員研修会

9月24日～25日に熊本県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、開催中止となった。

(9) 九州労働委員会事務局課長会議

9月3日に福岡県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、書面開催となった。

①期 日 書面開催

②議 題 書面協議（議題ア、イ）、回答集約配布（議題ウ～シ）

- ア 令和2年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について（協議）（福岡県）
- イ 令和2年度調査研究会議の研修内容等について（協議）（長崎県・沖縄県）
- ウ 九州労働委員会事務局課長会議の休止または廃止に向けた検討について（意見交換）（福岡県）
- エ 九州労働委員会協議会各種会議の合理化・効率化について（熊本県）
- オ 九州ブロック労働委員会諸会議の見直しについて（宮崎県）
- カ 九州労働委員会協議会予算の執行見込について（報告）（福岡県）
- キ 令和元年度九州地区労使関係セミナーの開催について（情報提供）（福岡県）
- ク 争議行為予告通知の主体及び実情調査終結のタイミングについて（熊本県）
- ケ 事務局職員のあっせん業務等のノウハウの継承、スキルの向上について（大分県）
- コ 労働委員会が使用している部屋数等について（情報交換）（宮崎県）
- サ 不当労働行為審査事件、集団及び個別あっせん事件に係る公文書の管理について（沖縄県）
- シ 個別労働関係紛争あっせんでの被申請者のあっせん不参加の意向及び理由の確認方法について（情報交換）（沖縄県）

(10) 九州労働委員会事務局調査研究会議（審査部門）

①期 日 令和2年1月22日～23日

②場 所 大分市「県庁舎新館14階大会議室」

③議題検討

1月22日

- ア 当事者から書証の提出に係る異議があった場合における事務局の対応について（福岡県）
- イ 労働組合の資格審査における労組法第2条但書第1号中の「使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に接する監督的地位にある労働者」の取扱について（情報交換）（佐賀県）
- ウ ストライキの正当性及びストライキ後における会社の対応の不当労働行為該当性について（長崎県）

- エ 不当労働行為意思の推認について（意見交換）（熊本県）
- オ 労働組合資格審査に係る補正手続について（宮崎県）
- カ 不当労働行為審査事件において申立人側から準備書面の提出がない場合等の対応について（鹿児島県）
- キ 答弁書の記載内容及び提出時期について（沖縄県）
- ク 参与委員の意見聴取の時期について（情報交換）（沖縄県）
- ケ 団体交渉に係る救済の利益について（大分県）

④研修会

1月23日

場 所 大分市「大分県庁舎新館14階大会議室」

演 題 「従業員代表制をめぐる議論 ～集团的労使関係の今後～」

講 師 大阪府立大学大学院経済学研究科教授 野田 知彦 氏

(11) 九州労働委員会事務局職員研修会

大分県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、開催中止となった。

①期 日 令和2年10月30日（開催中止）

②場 所 大分市「県庁舎新館14階大会議室」

3 研究・研修

労働委員会関係実務の処理に要求される知識の涵養を図るため、委員、事務局職員及び労働関係職員を対象に委員研究会や公労使委員研修を開催している。また、全国で行われる各種専門研修へ参加している。

(1) 第84回委員研究会

①期 日 令和2年1月28日

②場 所 大分市「大分県庁舎議会棟」

③出席者 委員、事務局職員、その他

④講 演

演 題 「働き方改革と労働時間法制の課題」

講 師 早稲田大学法学学術院教授 島田 陽一 氏

(2) 公労使委員研修

①令和2年6月9日総会時 藤野久信委員
テーマ「新規学卒者採用等に関する調査結果」

②令和2年7月14日総会時 佐藤寛人委員
テーマ「2020春季闘争の状況について」

③令和2年9月23日総会時 深田茂人会長
テーマ「不当労働行為事件と民事事件の異同」

④令和2年10月13日総会時 鈴木芳明委員
テーマ「複数組合併存下の不当労働行為」

⑤令和2年11月24日総会時 白川 憲一委員
テーマ「別大電車の歴史と労使闘争及び公共交通の課題」

⑥令和2年12月22日総会時 新宮高志委員
テーマ「運輸産業の現状と課題、課題に関連する取り組み」

(3) 第71回労働委員会事務局職員中央研修

11月10日、11日に東京都での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、講義を録画したDVDによる受講となった。

①期 日 DVD受講

②内 容

講演 「労働委員会事務局職員に期待すること」

講師 中央労働委員会労働者委員 秋元 かおる 氏

講演 「労働委員会事務局職員に期待すること」

講師 中央労働委員会使用者委員 橋渡 智子 氏

講演 「労働法の基礎」

講師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員 皆川 宏之 氏

審査 「不当労働行為の審査手続について」
東京都労働委員会事務局法務専門課長 村上 英一 氏
「命令書（案）の起案のための作業手順」
中央労働委員会事務局第一部会担当審査総括室審査官 山本 尚子氏

調整 「調整業務の概要」
中央労働委員会事務局調整第一課長 片淵 仁文 氏
「労働局のあっせん制度」
東京都労働局雇用環境・均等室指導課統括労働紛争調整官 上村 和也 氏
「裁判所における個別労働紛争解決システム」
最高裁判所事務総局行政局第二課長補佐 東森 美矢子 氏

講演 「法律・判例の読み方講座」
講師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員 原 昌登 氏

（４）九州地区労使関係セミナー

宮崎県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、開催中止となった。

（５）労働委員会事務局職員専門研修

11月9日～11月13日に埼玉県朝霞市「労働大学校」での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、開催中止となった。

1 不当労働行為審査事件の推移

(1) 年別の取扱件数

年 内容		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
		係属状況	前年より繰越			3	2		1		3	2	3		1			2	1	3	1
新規申立			4	6	3	5	5	5	7	3	10	5	12	8	6	9	11	16	11	6	9
合計	0		4	9	5	5	6	5	10	5	13	5	13	8	6	11	12	19	12	9	10
終 命 令 ・ 決 定	全部救済			1														1			1
	一部救済								1	1								2	1		
	棄却								1												1
	却下			2	2		1														
	命・決小計	0	0	3	2	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1
状 和 解 ・ 取 下	関与		1	3	1	4	5	2	5	1	8	2	9	2	2	3	7	10	5	1	1
	無関与			1	1						4	2	4	6	2	7	2	3	2	4	1
	その他取下				1				1		1							2	1	2	
	和・取小計	0	1	4	3	4	5	2	6	1	13	4	13	8	4	10	9	15	8	7	2
合計	0	1	7	5	4	6	2	8	2	13	4	13	8	4	10	9	18	9	8	3	

年 内容		S41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
		係属状況	前年より繰越	7	10	12	9	8	5	11	13	6	7	9	12	11	8	9	8	11	12
新規申立	14		9	5	9	13	9	14	6	6	8	9	10	4	8	6	5	6	3	3	1
合計	21		19	17	18	21	14	25	19	12	15	18	22	15	16	15	13	17	15	15	10
終 命 令 ・ 決 定	全部救済			1				1					2	1	1		1	1			2
	一部救済			2		1		3	2		2		1						1		
	棄却																				
	却下											1									
	命・決小計	0	0	3	0	1	0	4	2	0	2	1	3	1	1	0	1	1	1	0	2
状 和 解 ・ 取 下	関与	7	4	2	2	10	2	5	8	2	1	3	3	4	4	2			2	1	1
	無関与	3	1	3	6	3	1	1	2	2	3	1	5	1	1	3	1	4		4	1
	その他取下	1	2		2	2		2	1	1		1		1	1	2				1	
	和・取小計	11	7	5	10	15	3	8	11	5	4	5	8	6	6	7	1	4	2	6	2
合計	11	7	8	10	16	3	12	13	5	6	6	11	7	7	7	2	5	3	6	4	

内容		年																				
		S61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
係属状況	前年より繰越	6	9	14	13	16	12	10	7	8	7	6	6	6	6	7	7	7	9	3	2	
	新規申立	5	9	3	5	5	3	2	1	1			1		2		3	3	1	1		
	合計	11	18	17	18	21	15	12	8	9	7	6	7	6	8	7	10	10	10	4	2	
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	全部救済	2			1															1	
		一部救済																1				
		棄却		1				1														
		却下						1														
	命・決小計	2	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	
	和 解 ・ 取 下	関与		1	2	1	1	2	4			1						1			1	1
		無関与			2		8					2					1	1		1		
		その他取下		2				1	1					1					1	6		
		和・取小計	0	3	4	1	9	3	5	0	2	1	0	1	0	1	0	2	1	7	1	1
	合計	2	4	4	2	9	5	5	0	2	1	0	1	0	1	0	3	1	7	2	1	

内容		年													H31 R元	R2	計	
		H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
係属状況	前年より繰越	1	1	1	1	1	1			1		1	2	1	1	2	-	
	新規申立		1		1				1		1	1	1	2	2		344	
	合計	1	2	1	2	1	1	0	1	1	1	2	3	3	3	2	-	
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	全部救済													1		18	
		一部救済															18	
		棄却												2			6	
		却下															7	
	命・決小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	49	
	和 解 ・ 取 下	関与				1					1						2	154
		無関与																100
		その他取下		1				1						2				41
		和・取小計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	2	295
	合計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2	2	1	2	344	

(2) 近年の終結状況

(平成21年～令和2年)

終結の年月日・区分		事件番号	申立年月日
H21. 7. 11	関与和解	21年1号	H21. 3. 18
H23. 3. 31	取下げ	61年3号	S61. 7. 31
H26. 6. 11	関与和解	25年1号	H25. 1. 17
H29. 3. 17	棄却	28年1号	H28. 2. 22
H29. 9. 29	棄却	27年1号	H27. 10. 7
H30. 10. 16	取下げ	30年1号	H30. 3. 19
H30. 10. 16	取下げ	30年2号	H30. 3. 19
R元. 7. 22	全部救済	29年1号	H29. 8. 9
R2. 3. 25	関与和解	元年2号	R元. 9. 9
R2. 12. 15	関与和解	31年1号	H31. 4. 18
計	10件		

2 労働組合の資格審査の推移

(平成21年～令和2年)

内容	年												計
	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	
不当労働行為救済申立	1				1		1	1	1	2	2	0	9
委員推薦	3		3	2	2	2	2		3		2	0	18
法人登記		2			1							0	3
その他													0
合計	4	2	3	2	4	2	3	1	3	2	4	0	30

3 労働争議調整事件の推移

(1) 内容別の取扱件数

内容		年																					
		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
経済的事項	賃上げ	1	7	7		1	4	4	3	3	4	2	8	3	1	4	6	14	9	6	7	10	14
	一時金		1	2		2	4	4	7	3	2	12	8	2	6	5	2	3	4	2	2	9	17
	その他	1			6	8	1	1	1	1	2	3	4			1		1	1		2		1
	小計	2	8	9	6	11	9	9	11	7	8	17	20	5	7	10	8	18	14	8	11	19	32
非経済的事項	労働協約		3	3		2	2	2	1	2	1	2	6	3	4	1	5	4	1			1	
	解雇	1	7	9	3	3	2	2	1	3	2	7	4	3	4	3	1	3	1		1		3
	配置転換								1							2							
	団交促進				1						2		1				1	1			1	1	
	その他	1		3		1			1				1				1	1		1		1	1
	小計	2	10	15	4	6	4	4	4	5	5	9	12	6	8	6	8	9	2	1	2	3	4
合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36

内容		年																					
		S43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元
経済的事項	賃上げ	16	12	13	4	15	19	29	11	17	5	5	11	11	2	3	3	3	3	2			1
	一時金	9	6	4	5	2	5	12	13	3	5	5	3	5	7	3			1	3	3	2	1
	その他	2		2			3	1			2		2	1		1		1			1	1	
	小計	27	18	19	9	17	27	42	24	20	12	10	16	17	9	7	3	4	4	5	4	3	2
非経済的事項	労働協約		4	1	1			1			1	1											
	解雇	2	2	4	3	2	1	4	2	1	7	1	1	2		1					1		1
	配置転換			1								2				1				1			
	団交促進	1		2			2	1			6		3	2		2	1	1		1		5	1
	その他	5		1	4	1		1	5	4	1		1		2			1			1	1	1
	小計	8	6	9	8	3	3	7	7	5	15	4	5	4	2	4	1	2	0	2	2	6	3
合計		35	24	28	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5

内容		年																						
		H2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
経済的事項	賃上げ	2		1	1		3	1	1	2	1											1		
	一時金	3	1	1			1	1			1		1	2	1		1			1	1			
	その他		3	1	2				1		1				1	1		2						
	小計	5	4	3	3	0	4	2	2	2	2	1	0	1	3	2	0	3	0	0	1	2	0	
非経済的事項	労働協約		1																					
	解雇			2					1	1		1					3	1			1	2		
	配置転換												1							1				
	団交促進		1	2	2				1		3	1			3		2	1			1	1	5	
	その他	2				1	1	1		1			2	1	1	3				2		2	1	
	小計	2	2	4	2	1	1	1	2	2	3	2	3	1	4	3	5	2	0	3	2	5	6	
合計	7	6	7	5	1	5	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5	0	3	3	7	6		

内容		年										H31 R元	R2	計
		H24	25	26	27	28	29	30						
経済的事項	賃上げ													316
	一時金													209
	その他							1						64
	小計	0	0	0	0	0	0	1	0	0				589
非経済的事項	労働協約	1	1											55
	解雇	1	2		1	1								115
	配置転換	1		1	1									13
	団交促進	3	4	1					1					68
	その他		2	1	2			1	1					66
	小計	6	9	3	4	1	0	1	2					317
合計	6	9	3	4	1	0	2	2	0				906	

(2)調整区分別申請件数及び終結状況

内容		年		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45			
		あ	っ																												
新規申請	あ	っ	せん		7	10	7	17	13	11	13	12	13	26	32	11	15	16	16	26	16	9	13	22	35	35	24	28			
	調	停		4	11	13	2			2	2									1					1						
	仲	裁				1	1																								
	小	計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28			
前年からの繰越																															
合				計	4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28		
終結状況	あ	っ	せん	解	決		5	7	5	17	11	8	8	10	13	23	28	9	9	16	8	16	11	5	9	12	19	15	9	13	
				打	切		2	2	2		2	3	5	1		2	3	2	2		8	9	3	4	4	9	15	18	14	14	
				取	下			1									1	1		4			1	2			1	1	2	1	1
				不	開										1																
	小	計		0	7	10	7	17	13	11	13	12	13	26	32	11	15	16	16	26	16	9	13	22	35	35	24	28			
	調	停	取	下	解	決	4	6	6	2			1	2									1					1			
					不	調		5	6				1																		
					打	切			1																						
					小	計	4	11	13	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
	仲	裁	小	計	解	決			1	1																					
					小	計	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合				計	4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28	

内容		年		S46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7		
		あ	っ																											
新規申請	あ	っ	せん	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	10	11	3	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5		
	調	停												1		1														
	仲	裁																												
	小	計		17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5		
前年からの繰越																														
合				計	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5	
終結状況	あ	っ	せん	解	決	9	9	18	20	9	16	13	10	11	10	7	5	1		2	2	4	2	2	1	2	2	2	1	3
				打	切	8	11	12	23	17	5	11	3	9	6	2	3	2	4	1	2		1	2	5	1	4	1		1
				取	下				5	5	4	3	1	1	3	1	3		1		2	2	4	1	1	2	1	1		1
				不	開				1						2					1	1	1		2			1		1	
	小	計	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	10	11	3	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5			
	調	停	取	下	解	決																								
					不	調																								
					打	切											1													
					小	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	仲	裁	小	計	解	決																								
					小	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合				計	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5

内容		年																													H31 R元	R2							
		H8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30															
新規申請	あっせん	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5		3	3	7	6	6	9	3	4	1		2	2														
	調停																																						
	仲裁																																						
	小計	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5	0	3	3	7	6	6	9	3	4	1	0	2	2	0													
前年からの繰越 (あっせん)				1		1	1					1			1																								
合計		3	4	5	5	4	4	2	7	5	5	6	0	3	4	7	6	7	9	3	4	1	0	2	2	0													
終結状況	あっせん	解決	3	1	3	1	1	2		5	3	3	2	1	2	1	5	3	2		2	1				1													
		打切り			1	1					1		1				2		1	1	1	2				1													
		取下げ		1			1	2		2		1					1		3	3	2						1												
		不開始		1	1	2	1		2		1		3		1	2	3			3						1													
		小計	3	3	5	4	3	4	2	7	5	4	6	0	2	4	7	5	7	9	3	4	1	0	2	2	0												
	調停	解決																																					
		不調																																					
		打切り																																					
		取下げ																																					
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	仲裁	解決																																					
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計		3	3	5	4	3	4	2	7	5	4	6	0	2	4	7	5	7	9	3	4	1	0	2	2	0												

内容		年	計	
新規申請	あっせん		866	
	調停		38	
	仲裁		2	
	小計		906	
前年からの繰越 (あっせん)			-	
合計			-	
終結状況	あっせん	解決	489	
		打切り	270	
		取下げ	75	
		不開始	32	
		小計	866	
	調停	解決	23	
		不調	12	
		打切り	2	
		取下げ	1	
		小計	38	
	仲裁	解決	2	
		小計	2	
	合計			906

4 個別労働関係紛争あつせん事件の推移

(1) 新規申請件数及び内容別の取扱件数

内容 \ 年		H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
新規申請件数		4	7	3	2	4	3	3	4	6	5	3	2	3	1	1
内容	経営または人事	2	4	2	2	6		2	1	3	3	3	4	2	1	
	賃金等	5	7	5	1	1	5	4	3	4	1	3	1	1		1
	労働条件等	3	2	2	1	1				1				1		
	職場の人間関係			1		2	1		1	2	1					
	その他		1				2	2	1	1	4	1		1		
計		10	14	10	4	10	8	8	6	11	9	7	5	5	1	1

内容 \ 年		29	30	H31 R元	R2	計
新規申請件数		2	-	2	1	56
内容	経営または人事	4		3	1	43
	賃金等			1		43
	労働条件等			1	1	13
	職場の人間関係				1	9
	その他	1				14
計		5	0	5	3	122

※ 個別労働関係紛争あつせん事務は、平成14年4月開始

(2) 終結状況

年		H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
終結状況	解決	1	1	1		1			1	2	3	1	3	1	1	
	打ち切り	1	1					2		3				1		
	取下げ		2	2	1	2	1	1	1		1	2		1		
	不開始	2	3			1	2	1	2	1						1
	合計	4	7	3	1	4	3	4	4	6	6	4	3	3	3	1

年		29	30	H31 R元	R2	計
終結状況	解決		1	1		18
	打ち切り	1			2	11
	取下げ					14
	不開始					13
	合計	1	1	1	2	56

※ 繰越事件は終結年で計上している。令和元年からあつせん不参加は打ち切りとして計上

5 年別相談件数の推移

区 分	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2
相談件数	153	149	172	200	246	300	423	383	319	251	238	294	320	313	211
うち 相談週間	100	104	123	103	100	134	146	144	119	85	72	109	113	96	84

※ 労働相談業務は、平成 18 年 2 月開始

6 労働組合数、組合員数、推定組織率の状況

年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)	年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)
S45	785	91,813	32.8	H8	779	101,932	21.8
46	814	93,924	32.6	9	782	100,860	21.6
47	842	96,190	30.8	10	743	98,107	21.6
48	856	100,903	31.1	11	754	96,409	22.2
49	909	104,015	31.8	12	739	94,711	21.9
50	926	104,178	31.4	13	724	92,741	20.0
51	943	103,569	31.9	14	698	88,361	20.0
52	950	102,487	30.2	15	691	86,624	20.2
53	937	102,914	28.3	16	671	84,032	18.7
54	937	101,935	27.5	17	614	82,056	18.6
55	928	102,038	27.4	18	586	81,420	17.9
56	950	106,237	27.7	19	560	79,533	17.2
57	945	106,517	27.5	20	553	79,057	17.2
58	938	106,240	27.5	21	536	80,405	18.2
59	948	105,646	27.4	22	533	79,863	18.1
60	943	106,169	28.1	23	531	81,408	17.8
61	921	105,114	27.0	24	521	81,342	17.8
62	924	102,648	26.5	25	521	80,513	17.5
63	858	101,824	25.9	26	516	80,180	17.3
H元	850	103,438	25.5	27	508	79,178	16.7
2	844	101,734	25.4	28	503	77,155	16.0
3	831	102,394	23.6	29	498	77,170	15.8
4	825	103,905	23.1	30	480	76,013	15.3
5	818	103,860	23.6	R元	476	76,600	15.2
6	808	103,438	23.6	2	460	78,148	15.7
7	798	102,082	23.1				

*組合員には、非単位組合の組合員を含む。

資料：県雇用労働政策課「労働組合基礎調査」

(現行調査は、昭和 45 年開始)

7 労働争議の発生状況（大分県）

年	総争議		争議行為を伴わない争		争議行為を伴う争		
	件数	総参加人員	件数	総参加人員	件数	総参加人員	行為参加人員
H11	9	482	4	150	5	332	220
12	7	132	5	114	2	18	16
13	10	810	4	287	6	523	488
14	4	359	2	337	2	22	12
15	6	94	6	94	—	—	—
16	6	2,451	5	2,413	1	38	35
17	1	3	1	3	—	—	—
18	3	71	3	71	—	—	—
19	—	—	—	—	—	—	—
20	3	24	3	24	—	—	—
21	4	15	4	15	—	—	—
22	7	24	7	24	—	—	—
23	7	444	7	444	—	—	—
24	8	576	6	560	2	16	6
25	9	361	8	353	1	8	4
26	4	216	4	216	—	—	—
27	4	80	4	80	—	—	—
28	1	1	1	1	—	—	—
29	—	—	—	—	—	—	—
30	2	2	2	2	—	—	—
R元	2	2	2	2	—	—	—

*資料：厚生労働省 雇用・賃金福祉統計室「労働争議統計調査」から抜粋。

注1) 「争議行為を伴わない争議」とは、争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与した争議のこと。

「争議行為を伴う争議」とは、同盟罷業や作業所閉鎖、怠業等の争議のこと。

注2) 「総参加人員」とは、争議行為に参加するかしないかにかかわらず、労働争議継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）中における労働組合又は労働者の団体の最大員数をいう。

注3) 「行為参加人員」とは、実際に争議行為を行った実人員をいう。

8 県内及び全国有効求人倍率・完全失業率の推移

年 月	大分県	全 国	完全失業率の推移 (%)	
			大分県	全 国
令和2年1月	1.45	1.49		2.4
2月	1.43	1.45	2.0	2.4
3月	1.32	1.39		2.5
4月	1.27	1.32		2.6
5月	1.18	1.20	2.3	2.9
6月	1.13	1.11		2.8
7月	1.10	1.08		2.9
8月	1.07	1.04	1.6	3.0
9月	1.08	1.03		3.0
10月	1.11	1.04		3.1
11月	1.11	1.06		2.9
12月	1.09	1.06		2.9

資料：大分労働局「安定所別月間有効求人倍率の推移」

9 委員

区分	氏名	期別		37期	38期	39期	40期	41期	42期	43期
		H14.1.24~	H16.1.26~	H18.1.26~	H20.1.28~	H22.1.28~	H24.2.1~	H26.2.3~		
公益委員	小林達也	●	●							
	小富川盛郎	◎	◎	●	●					
	大崎美泉	○	○							
	千手章夫									
	橋本順子	○	○							
	友永清	○	○							
	宇野稔			◎	◎	◎	◎(25.1.31辞)			
	曾根崎和人			○	○					
	岩尾允子			○	○	○	○	○	○	○
	麻生昭一			○	○	○	●	●	●	●
	佐藤トモコ							○	○	○
	須賀陽二							○	○	○
	鈴木芳明								◎(25.2.25任)	◎
三浦恭子									○	
労働者委員	羽明省三	△	△(17.8.26辞)							
	南征一郎	△(15.1.31辞)								
	舛友俊一	△								
	棚村和秀	△(15.2.1任)	△(17.1.24任)	△	△(20.7.22辞)					
	斎藤忠夫	△(15.1.31辞)								
	開田惠三	△(15.2.1任)	△	△	△(20.7.22辞)					
	大場光夫	△	△(16.11.30辞)							
	安東テル子	△								
	森政文		△	△	△(21.3.31辞)					
	馬場徳明		△(17.1.24任)							
	嶋崎龍生		△	△	△	△(23.10.28辞)				
	米田正規			△	△	△				
	村田正利					△(20.10.9任)	△	△(幹事)	△(幹事)	
	戸高佳到					△(20.10.9任)				
	宗安勝敏					△(21.6.11任)				
	野上恵子						△			
	安東伸彦						△(23.10.28辞)			
	吐合史郎						△(23.11.7任)	△		
	小嶋一良						△(23.11.7任)	△(24.10.10辞)		
	小代正人							△(24.10.11辞)		
小則松佳子								△	△	
首藤浩二								△(24.10.19任)	△	
神田健二								△(24.10.19任)	△(26.9.21辞)	
松尾竜二									△(26.9.22任)	
志賀慎									△	
使用者委員	俊藤誠	▲	▲	▲	▲(21.1.31辞)					
	峯山久人	▲	▲	▲	▲					
	岡本邦彦	▲	▲	▲						
	伊坂信隆	▲	▲	▲						
	杉原正晴	▲	▲	▲						
	赤松健一郎				▲	▲	▲	▲	▲	▲
	田北裕之				▲	▲	▲	▲	▲	▲
	川崎裕一						▲(21.3.17任)	▲(22.7.13辞)		
	大塚伸宏							▲	▲(幹事)	▲(幹事)
	馬場ヒロ子							▲(22.8.16任)	▲	▲

区分	氏名	期別		
		44期 H28.2.3~	45期 H30.2.7~	46期 R2.2.12~
公益委員	須賀陽二	●	●	
	鈴木芳明	◎	◎	◎
	三浦恭子	○	○	○
	関惠子	○	○	
	深田茂人	○	○	●
	清水立茂			○
労働者委員	柴田尚子			○
	松尾竜二	△	△	△
	志賀慎	△	△	
	佐藤寛人	△(幹事)	△(幹事)	△(幹事)
	藤本雅史	△	△	△
	太田美乃里	△	△	△
使用者委員	新宮高志			△
	杉原正晴	▲		
	赤松健一郎	▲	▲	
	田北裕之	▲	▲	
	大塚伸宏	▲(幹事)	▲(幹事)	
	馬場ヒロ子	▲		
	白川憲一		▲	▲
	大山直美		▲	▲
藤野久信			▲(幹事)	
兒玉雅紀			▲	
能登御堂康昭			▲	

●会長 ◎会長代理 ○公益委員 △労働者委員 ▲使用者委員

10 事務局組織・職員数

年 度		定 数	現 員	組 織	
H11	5.1	12	11	事務局長	
				総務調整課	審 査 課
				総務調整係	審 査 係
H12	4.1	12	12	事務局長	
H13	4.1	11	11	調整審査課	
H14	4.1	11	10(～9.30)	総務係	調整審査係
			11(10.1～)		
H15	5.22	11	11	事務局長	
H16	4.1	10	10		
H17	4.1	10	10		
H18	4.1	10	10		
H19	5.1	9	9		
H20	4.1	9	9		調整審査課
H21	4.1	8	9		
H22	4.1	8	8		
H23	5.1	8	8		
H24	4.1	8	8		
H25	4.1	8	8		
H26	4.1	8	8		
H27	5.1	8	8		
H28	4.1	8	8		事務局長
H29	4.1	8	7(～9.30)		
			8(10.1～)	調整審査班	
H30	4.1	8	8		
H31(R元)	4.26	8	8		
R2	4.1	8	8		

11 大分県労働委員会規則

(平成17年5月24日大分県労働委員会規則第1号)
改正(平成18年2月28日大分県労働委員会規則第1号)

(目的)

第1条 この規則は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「労委規則」という。)の規定に基づく大分県労働委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総会の種類等)

第2条 総会は、定例総会(労委規則第4条第1項の規定による総会をいう。以下同じ。)及び臨時総会(労委規則第4条第2項及び第5項の規定による総会をいう。)とする。

- 2 定例総会は、毎月第2火曜日及び第4火曜日に開催することを例とする。
- 3 労委規則第4条第2項の規定により知事又は3人以上の委員が臨時総会の開催の請求をしようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくともその期日の3日前までに、会長に通告しなければならない。
- 4 労委規則第4条第4項の規定により会長が総会を招集しようとするときには、少なくともその前日までに、付議事項及び日時を委員に通知しなければならない。
- 5 労委規則第4条第5項に規定する選挙のための総会の議事は、事務局長がつかさどる。
- 6 会長及び会長代理の選挙は、事務局長が会議に諮り、指名推薦又は無記名投票のいずれの方法によるかを決定した上で行うものとする。

(総会の付議事項)

第3条 労委規則第5条第1項第10号に規定する会長が必要と認める事項は、不当労働行為事件の迅速かつ的確な審査に関する事項、総会の公開に関する事項等とする。

(総会の定足数)

第4条 総会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席した場合、又は使用者委員、労働者委員及び公益委員が出席し、かつ、委員の3分の2以上が出席した場合に議事を開くことができるものとする。

(総会の公開)

第5条 法第21条第1項の規定による総会の公開は、総会において出席委員の3分の2以上の同意があった場合に行うことができる。

(公益委員会議)

第6条 労委規則第8条第1項の公益委員会議は、定例総会の開催の日を利用して開催するものとする。ただし、必要に応じて他の日に開催することができるものとする。

- 2 会長は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、公益委員会議を招集するものとする。
 - 1 総会で議決したとき。
 - 2 3人以上の公益委員から請求があったとき。

(議事録)

第7条 総会の議事録には、議事の内容を要約して記録するものとする。
2 事務局長は総会の議事録について、直近の総会において議事録を事務局の職員に朗読させ、労委規則第15条第2項の承認を受けるものとする。

(労使委員の幹事)

第8条 使用者委員及び労働者委員(以下「労使委員」という。)は、それぞれの互選により各1名の幹事委員を置くものとする。
2 幹事委員は、労使委員各側の連絡調整に当たるものとする。

(審査の期間の目標)

第9条 法第27条の18に規定する審査の期間(和解の勧奨に要する期間は除く。)の目標は、不当労働行為事件の審査の実施に関して、委員会の全体として達成すべき目標を明確にすることによって、審査の迅速化を実現するため、次のとおりとする。

- 1 法第7条第1号、第3号及び第4号に掲げる行為に係る事件並びに同条第1号から第4号までに掲げる行為が複合した事件 360日
- 2 法第7条第2号に掲げる行為のみに係る事件 100日
- 2 具体的な審査計画の作成に当たっては、事実の認定等に必要な主張、立証の機会を抑制しないように配慮するとともに、争点や証拠等の内容に応じて審査の期間を決定するものとする。
- 3 第1項第1号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始までの期間をおおむね90日(第1回委員調査にあつては60日)、結審から命令の交付までの期間をおおむね90日とするものとする。

4 第1項第2号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始まで

の期間をおおむね40日（第1回委員調査にあつては30日）、結審から命令の交付までの期間をおおむね30日とするものとする。

（審査の計画）

- 第10条 法第27条の6に規定する審査の計画（以下「計画」という。）には、争点、証拠、審問予定及び審査進行の目安を記載するものとし、標準的な様式は別に定めるものとする。
- 2 作成した計画については、当事者の同意を得るよう努めるものとする。
 - 3 法第24条第1項の規定により参与する委員は、計画の迅速な作成及び審査の迅速化のため、調査の段階から直ちに参与することができるものとする。なお、この場合においては、文書により参与することができるものとする。
 - 4 計画の提示は、委員調査のときその他の適宜な時期及び方法を選んで行うものとする。ただし、審問の開始前において和解の可能性があると判断される場合は、この限りではない。
 - 5 審査委員は、次に掲げる場合は、計画の変更を行うものとする。
 - 1 重要な争点の追加又は変更が生じた場合
 - 2 多数の証人又は物件について証拠調べを行う必要が生じた場合
 - 3 審問の途中において、和解の勧奨を行ったが、和解が成立せず、審査の進行が計画より大幅に遅れている場合

（不当労働行為事件の審査の実施状況の公表）

- 第11条 法第27条の18に規定する審査の実施状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 1 事件番号
 - 2 請求する救済の内容
 - 3 申立年月日
 - 4 調査回数
 - 5 審問回数
 - 6 証人数
 - 7 審査の計画で定めた日数
 - 8 和解に要した日数
 - 9 計画変更により増減した日数
 - 10 処理日数
 - 11 終結年月日
 - 12 終結状況
- 2 前項の公表は、毎年3月31日までに、前年1月1日から12月31日までの間の分について行うものとする。
 - 3 第1項の公表は、大分県労働委員会会報、労働おおいた及び大分県庁ホームページの労働委員会のサイトに登載して行うものとする。

（調整事件の調整の実施状況の公表）

- 第12条 調整事件の調整の実施状況の公表は、法第20条に規定する労働争議のあっせん、調停、仲裁及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第20条に規定する個別労働関係紛争のあっせんに関する次に掲げる事項について行うものとする。
- 1 事件番号
 - 2 区分
 - 3 調整事項
 - 4 申請年月日
 - 5 調査回数
 - 6 調整回数
 - 7 処理日数
 - 8 終結年月日
 - 9 終結状況
- 2 公表の時期及び方法については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（委任）

- 第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月28日大分県労働委員会規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成18年に行う実施状況の公表については、この規則による改正後の大分県労働委員会規則第11条第2項及び第12条第2項の規定にかかわらず、平成17年4月1日から同年12月31日までの間の分のものとする。

大分県労働委員会会報
第66号
(令和2年版)
令和3年2月発行

編集・発行 大分県労働委員会事務局
大分市大手町3丁目1番1号
電話：097-506-5241 (直通)
FAX：097-506-1788

(非売品)